

被告人を入退廷時に手錠・腰縄で拘束する措置は人権侵害か？

——国際人権法からの考察——

北 村 泰 三

論要旨

本稿は、わが国の刑事裁判において勾留中の被告人が法廷に入退廷する際に手錠・腰縄で拘束される法慣行について、国際人権法の観点から検討することを目的とする。実際の運用では、被告人は手錠・腰縄を付けたまま入廷し、裁判官が入廷した後了解錠が指示され、審理の間は無施設ではあるが閉廷宣言とともに再び同じように拘束されて退廷する（裁判員裁判では、裁判員は解錠が指示された後に入廷する）。問題は、勾留中の被告人が入退廷する際に一般人である傍聴人には手錠・腰縄姿がさらされることにより、屈辱感を感じることや余儀なくされ、人格の尊重を受ける権利が侵害されるのではないかという点である。被告人がたとえ短時間であるにせよ、法廷内において拘束された姿を自己の意に反して傍聴人の前に晒されるのは、憲法でも保障される人格権の侵害に当たるかどうかについて、わが国が批准している国際人権条約等の視点からも検討する必要があるだろう。そこで本稿は、この問題を国際人権法の観点から考察するにあたって、以下の順で論を進める。第一に、日本、イギリス、アメリカにおけるこの問題についての法的扱い方を検討する。第二に、市民的および政治的権利に関する国際規約や二〇一五年に改訂された国連被拘禁者処遇最低基準規則における関連条文の解釈を分析する。第三には、被告人の身体拘束に関するヨーロッパ人権裁判所の判例法およびEU指令の規定を検討する。結論的には、筆者は、法廷入退廷時に被告人を手錠・腰縄によって拘束する扱いは、日本国憲法第一三条で保障される人格の尊重を受ける権利に反していると考ええる。また、とくに公正な裁判を保障するという観点からは、自由権規約第七条で禁止される「品位を傷つける取扱い」を受ける権利と同規約第一四条に定める「無罪の推定を受ける権利」は尊重されなければならないと考ええる。

はじめに

一 問題の背景と国内法制度

(一) 日本

(二) イギリス

(三) アメリカ合衆国

二 国連が採択した人権条約および規則等

(一) 国際人権法の関連規定

(二) 自由権規約委員会の個人通報事件

(三) 国連被拘禁者処遇最低基準規則（ネルソン・マンデラ・ルールズ）

三 ヨーロッパ諸国間の基準

(一) ヨーロッパ刑務所規則

(二) ヨーロッパ人権条約および人権裁判所の判例法

(三) 無罪の推定を受ける権利に関するEU指令

むすびに

はじめに

わが国の刑事裁判では勾留中の被告人が公判のため出廷する際には、手錠と捕縄（腰縄）で拘束されることになっている。^①この連行用の手錠には捕縄が付けられており、手錠をはめると同時に捕縄で両手が腰部に括りつけられるので、行動がいつそう制約される。二〇〇九年に導入された裁判員裁判においては、裁判員を含む裁判官団が入廷する前に解錠されることになったが、公開の法廷において、手錠、腰縄で拘束されたままの被告人の姿が傍聴人にさらされることには変りない。裁判官が入廷した後、解錠が指示され審理が行われている間、手錠はされていな

いが、審理終了とともに再度施錠されて退廷する。この手錠・腰縄による身柄拘束の方式は、勾留中の被告人が入退廷する際には、一律、例外なく行われている。その結果、被告人はたとえ一時的であるにしても、傍聴人の前に自らの意志に反して手錠と腰縄で拘束された状態でさらされることとなる。手錠、腰縄という拘束具によって人を拘束することは、逃亡の防止、自傷・他傷の防止等の特別の理由がある場合にはともかく、それらの事情がなければ人間の尊厳を傷つけ、人格の尊重を受ける権利に反する扱いとなるのではないかとの疑いがある。また、一般人の目からは身柄勾留中の被告人を手錠・腰縄で拘束することは、そのような扱いに値する行為の結果である（すなわち刑事事件の犯人）という印象を強く抱かせるものであり、無罪の推定を受ける権利との関係でも問題となりうる。²⁾

入廷・退廷時の手錠・腰縄による拘束を受ける扱いについては従前から議論があったが、裁判員裁判が導入されるようになってからも基本的には改められることなく続いている。最近、憲法に保障される人格権等の侵害に当たると主張して、出廷を拒否し、本人不在のまま有罪判決を受けた元被告人が国を相手として損害賠償請求訴訟を提起している事件がある。⁴⁾ 公衆の面前に被告人の姿がさらされる場合には、拘束具を外されるかまたは刑務官によってしかるべく戒護するなどの適切な保護措置をとる必要があるとの主張もある。またわが国では、個別の事案毎に、手錠等による拘束が必要であるか否かを判断せず、一律的に運用がなされていることにも問題がある。こうした手錠・腰縄による拘束という問題は、わが国固有の制度のようではあるが、被告人の身柄拘束という問題はどの国でも直面している問題であって、国際人権法との関連性も検討されなければならないであろう。

そこで本稿では、国際人権法の視点から、わが国において行われている被告人を入退廷させる際に、手錠・腰縄で拘束する措置が適法といえるかどうかについて検討することを目的とする。その際に問題となるのは、憲法上の人格権または人尊の尊厳に対する権利が傷つけられたとの主張に関しては、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（以下、自由権規約）七条の拷問、非人道的または品位を傷つける取扱いの禁止および同規約一四条によって保障される無罪の推定を受ける権利との関係である。⁵⁾

以下では、一ではわが国におけるこの問題の背景とイギリスとアメリカ合衆国の制度および判例を瞥見しておきたい。二では、自由権規約および国連被拘禁者処遇基準規則の関連規定の解釈からみて、手錠腰縄による拘束がどのように評価されるかについても検証を加える。三では、ヨーロッパ諸国間における被告人の法廷における手錠等の使用に関する取扱いについての人権基準の検討を行う。その際には、まずヨーロッパ刑務所規則の関連規定を確認し、続いてヨーロッパ人権条約の規定とそれに関するヨーロッパ人権裁判所の判例法解釈を考察する。さらに、ヨーロッパ

パ連合（EU）が近年採択している公正な裁判を受ける権利に関する指令において、拘束具の使用についてどのような規定を置いているかも確認し分析を加えておく。以上の検討を通じてわが国の刑事裁判における被告人の入退廷時の手錠・腰縄による拘束措置が国際人権法の要請である必要性および目的との比例性等との観点から適法とは言えないことを論じてみたい。

一 問題の背景と国内法制度

ここでは、国際人権法による検討に入る前に、この問題の争点を理解するための一助として比較法的視点から被告人に対する身柄の拘束がどのような根拠に基づいているかを簡潔に検討しておく。まずは、日本、イギリスおよびアメリカ合衆国の例を検討し、紹介しておく。⁶⁾

(一) 日本

わが国刑事訴訟法二八七条は、「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振いまたは逃亡を企てた場合は、この限りでない。」と定めている。したがって、一見のところ被告人を公判廷において手錠、腰縄等により拘束することはこの趣旨に反しているようにも思われる。しかし、本条のいう公判廷とは、裁判官が入廷して開廷宣言をしてから閉廷宣言をするまでの間と解釈されている。したがって、わが国では身柄が勾留中の被告人が法廷に入廷する際には、既に傍聴人が控えている法廷に手錠と腰縄で拘束され刑務官に付き添われた姿で入廷する。その後、裁判官が入廷し開廷宣言の後、初めて裁判官の命令によって解錠される。⁷⁾ 審理が行われている間は、解錠されるものの閉廷宣言とともに再び施錠され退廷する。⁸⁾

ただし、二〇〇九年に裁判員裁判制度が導入にされるのに際して、裁判員に被告人の手錠・腰縄姿が晒されることは問題があると考えられたために、法務省の通達（裁判員の参加する刑事裁判の法廷における手錠等の使用について、平成二二年七月二四日、法務省矯正第三六六五号）によって、勾留中の被告人は依然として手錠腰縄姿で入廷するが、裁判官・裁判員の入廷前にこれを外し、また審理終了後は、裁判官らが退廷した後には再び施錠することになった。これにより、手錠腰縄姿の被告人を裁判官・裁判員が目にするとはなくなったが、これまでと同様に傍聴人らは被告人が入廷する時点ですでに在席しており、その目には被告人の手錠腰縄姿が晒される点は同じである。

また刑事収容施設法七八条一項によれば、刑務官が被收容者に対して捕縄または手錠を使用することができるのは、被收容者を「護送する場合」または被收容者が、①逃走するおそれがある場合、②自身を傷つけまたは他人に危害を加えるおそれがある場合、③刑事施設の設備、器具その他物を損壊するおそれがある場合、である。⁹⁾ここにいう護送とは、ある場所からある場所への物理的な移動をいうのであり、目的地（裁判所）に到着することによって護送は完了すると考えられるが、手錠・捕縄による拘束は裁判廷に入廷して裁判長が開廷宣言をするまでの間続く。¹⁰⁾

以上のような被告人に対する手錠・腰縄による拘束の法的根拠については、いくつかの考え方があり、¹¹⁾

第一は、公判裁判所の固有権である、法廷警察権に依拠するという考え方である。法廷警察権とは、法廷内の秩序維持を目的とする裁判所の権限のことである。裁判所法七一条一項は、「適正な審理を確保するため、訴訟に対する妨害等を排除し法廷の秩序を維持する権限」とこれを定義している。法廷警察権の行使は、裁判長（合議制の場合）または開廷をした一人の裁判官がこれを行う。裁判長または開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、または不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、または処置を執ることができる（裁判所法七一条二項）。また、事前事後における警察官の派出要求（七一条）や、法廷外における処分権を認められている。なお、これら法律に規定される命令に違反して裁判官の職務の執行を妨げたものは、一年以下の懲役若しくは禁錮または千円以下の罰金となる。また、裁判長が保持する訴訟指揮権に由来するとの説もある。訴訟指揮権とは、訴訟の適切な進行を目的とする権限であり、訴訟関係人らの在廷命令（刑訴法二七八条の2）など訴訟の進行を秩序づけ、適切な審理の実現をはかるために裁判所に委ねられる権限をいう。これは基本的には、公判廷内における裁判長の権限である（刑訴法二九四条）。重要なものは裁判所に留保されている。

第二は、刑事施設の戒護権を根拠とする説がある。これは、被告人が拘留所から法廷に護送される間の身体拘束の根拠は勾留（刑訴法六〇条）であるから、裁判廷内にまで着実に護送することが戒護権から導かれるとするのである。勾留とは、被疑者・被告人の身体を拘束する裁判およびその執行をいい、その目的は逃亡および罪証隠滅の防止である。また、ここにいう護送とは、公判のために裁判所に引致することも含むと理解されている。

以上のように、わが国では、被告人の入廷時における手錠・腰縄による拘束の法的根拠は、裁判所が有する法廷警察権もしくは訴訟指揮権であるかまたは刑事施設側が有する戒護権かという両説があるが、実質的には、いずれの説に立っても被告人の手錠・腰縄姿での入退廷を問題としていない。しかしながら、問題は被告人を仮にも一般人または場合によっては家族・親族を含む傍聴人が控える裁判廷内において手錠・腰縄

姿の被告人を露出させることが人格の尊厳を侵すという主張も提起されている。また、被告人を裁判所内に引き連れ法廷に入廷する際には、無罪推定の原則に鑑みて拘束具を外す取扱いがなされるべきであるとの指摘もある。

他方で、詳しくは後述するように、国際人権法との関係では、手錠・腰縄等の使用は、被告人の身体の自由を拘束する措置であるが、拷問、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いに当たるか否かの問題と公正な裁判を受ける権利との関連で議論がなされている。国際人権法の考え方は、被告人に対して拘束具を使用するためには、被告人の権利との比例性を考慮して判断されるべきものとも考えられる。¹²⁾ すなわち、①拘束具の使用は法律に基づくものでなければならず、またその場合であっても、②厳密な意味で使用の必要性があるかどうか、③目的を達成するために最小限のやむを得ない措置であるかどうかなどの観点から適法性が検討されるべきであり、逃亡の危険性や法廷内秩序の維持という一般的な理由で一律に拘束具を使用することはできないと考えられる。

また、刑事裁判においては、被告人は有罪推定に基づき犯人として出廷する訳ではなく、無罪の推定の権利を保障されており、刑事裁判の一方の当事者として出廷するのである。被告人は、自らの罪状について証言し、自らが無罪であると信じているならば無罪であることを主張することができるのであるから、そのような地位にあることを法廷内において損なうよう印象づけることは避けるべきである。したがって、被告人が公判廷内に入廷する時点で身柄拘束された姿が公衆の面前にさらされることにより、無罪の推定が傷つけられるようであってはならないだろう。

(二) イギリス

一般にヨーロッパ諸国間では、被告人を裁判所に護送する際に手錠その他の拘束具を使用することは認められているが、法廷内では手錠などの拘束具の使用については禁止されているかまたは抑制的である。多数の国の実情を見るに越したことはないが、筆者の能力をはじめ紙幅の制約もあるので、以下では、参考例として、イギリスにおける法廷内における手錠の使用に関する法的扱いについて検討しておく。次いで、アメリカ合衆国の判例についても述べる。

イギリス（以下、イギリスという場合、イングランドとウェールズおよび北アイルランドを意味する）では、手錠の使用に関する法律上の根拠は、一九六七年刑事法律法（Criminal Law Act 1967）の第三節（1）、一九八四年警察証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984）

コモンローおよび二〇〇八年刑事裁判および入管法 (Criminal Justice and Immigration Act 2008) 第七六節などにある。¹³⁾

英国の判例法によれば、被告人に対する法廷内での拘束具の使用に関しては、一般的に被告人は、法廷に入廷する際にも、審理中にも手錠などの拘束具は外されているが、逃亡または暴力を振るうおそれのある場合に限り手錠で拘束されることも認められる。¹⁴⁾ ただし、裁判所に出廷する容疑者は、逃亡の危険または秩序を暴力によって乱すのを防止するために、手錠を用いるかまたは法廷内に設けられたガラスで囲まれた被告人席内(ドックと呼ばれる)に拘束することができる。¹⁵⁾

またホールデン (Horden) 事件¹⁵⁾では、逃亡または加害行為に及ぶおそれがあったにもかかわらず被告人が法廷内で手錠により拘束されたことが適法であるかどうか争われた。判決は、陪審員は被告人が拘束された姿を見ることによって、同人が危険な犯罪者であるとみなす尤な理由があるという思いを抱くことなく、被告人が有罪か無罪かを自由に決めることができるようになってなければならないとして、「十分な理由がない限り(暴力または逃亡の危険の意味する)、被告人はドックまたは証人席において手錠または他の手段によって、目に触れるような形で拘束されるべきではない。若干の危険がある場合でも、目に触れる拘束具を使用する前に、それを避ける代替措置が検討されるべきである。」と述べた。要するに法廷内で被告人を拘束することかどうかを決定する場合には、逃亡のおそれと暴力を振るうおそれという、二つの要素だけを考慮することができるのである。被告人が裁判所に出廷する場合には、手錠をかけるかどうかを決めるのは裁判所の問題であって、警察または保安員が決定する事柄ではない。¹⁶⁾ 一般的には、被告人は、抑制のための合理的理由がなければ、拘束されないと推定が働く。手錠を使用する合理的な根拠を証明する責任は、訴追側にある。

手錠の使用に関する一般的指針としてイングランド・ウェールズの首席裁判官 (Lord Chief Justice of England and Wales) は、二〇〇六年に「逃亡または暴力の危険性のある被告人に対する勾留管理通達のための最良指針に関する準則 (プロトコール)」を採択して、法廷に出廷する被告人に対する対処法を準則化している。¹⁷⁾ この文書はウェブ上にも公開されており、内容的にも興味深い。以下、その要旨を纏めておく。

まず、本準則は、勾留管理局 (Custody Management Directions) のための最良の慣行に関する指針を提供するものであり、その目的は、被告人の逃亡または暴力の危険が法廷に出廷する前に確認された場合には、同人に対して不必要な偏見をもたらさないよう適切な措置を導入することにある。次に、指針の具体的な内容は、およそ以下の諸原則に基礎を置いている。

第一に、「裁判所からの逃亡は刑事司法制度への国民の信頼を損なうので、特に有害であるとする。」として、逃亡の防止に重きを置くことを

確認している。

第二は、「勾留管理局（これには、手錠または他の拘束具の使用を含まれる）は、公正な裁判を害してはならない。」とも述べることによって、逃亡防止と公正な裁判の確保という目的にも配慮する。

第三は、「人に対する有形力（force）の適用は、できる限り最小期間、必要な限度内で用いられることとする。」として、手錠等の拘束具の使用は、必要最小限とする旨を確認している。

第四は、「いずれかの拘束具の使用申請がなされる前に、危険性評価と総合的な情報に基礎をおく十分な理由が存在しなければならぬ。勾留管理局に対する申請が、裁判所に行われる場合を限定するように、常に注意しなければならない。」とする。これは、拘束具の使用に際しては十分な理由が存在することを重視している。

第五は、「例外的な場合を除き、被告人が危険な徴候を示している場合、保護ドックが利用可能であれば、その使用と必要な数の廷吏の配置によって対処する。」とする。これは、被告人が粗暴犯であるような場合でも、直ちに拘束具を用いるのではなく、ドックの使用と監視の強化によって対応すべきことを言っている。

第六は、「勾留管理局の申請は、できるだけ迅速に行われなければならない。拘束具使用の申請は、当該事案を扱う訴追当局によって行われる。例えば、十分な理由を有している王立検察庁と同様に関税・税務局（Customs and Excise）、重大不正捜査局（Serious Fraud Office）などである。第七は、「手錠その他の拘束具を使用するかどうかを決定するのは裁判所である。」とする。ここでは、手錠を使用するかどうかを判断するのは、わが国でいう裁判所の法廷警察または訴訟指揮権に含まれることを明記している。

以上の原則は、すべての訴訟手続段階に適用される。上記の方法は、被拘禁者が受刑者であるか被告人であるかによって異なるものではない。ごく例外的な場合を除き、裁判は、入廷から退廷までの間、被告人に手錠をしたままで行うことはない。手錠による拘束は、陪審員の評決にも影響を与えるおそれがあり、したがって、被告人に対する予断を許すものである。これらが、イギリスにおける法廷内における手錠等の拘束具の使用に関する一般的な規則の内容である。なお、本準則では、拘束具の使用に関して警察、拘禁施設、護送請負業者及び検察庁との間の情報の交換を密にすることを求めており、当該被告人の出廷予定よりも一週間前に裁判所に対して事前の対応について連絡することとしている。とくに逃亡の危険があると判断する場合には、裁判所当局に速やかに連絡するよう求められている。実際には、このようなマニュアルも必要になっ

てくると思われる。

イギリスの刑事裁判法廷における被告人の扱い上、もう一つ問題となっているがガラス板で囲われた被告人席（通称グラス・ドック (Glass dock) と呼ばれる）の存在である。イングランドとウェールズでは治安裁判所の法廷内では、被告人は「ドック」に座る。ドックは、身体を直接拘束するものではないが、そこに座ることにより被告人が置かれた特別の立場に置かれることが暗示されている。¹⁸⁾ ドックは、刑事被告人が逃亡または他者に危害を与えるおそれから保護するために設置されたものであるといわれているが、透明のガラス板で囲まれている特別な空間であるから、そこに閉じ込められている被告人に対するイメージの形成に影響を与えうると考えられるので、無罪の推定を受ける権利に反するのではないかとの疑いも提起されている。¹⁹⁾ ヨーロッパ人権裁判所は、一九九四年のスタンフォード対イギリス事件判決で前面にガラスの仕切り版のある被告人席に座らせられたことによって弁護人や証人の声が聴き取りにくい結果、公正な裁判を受ける権利が奪われたという趣旨の訴えを審理したが、条約六条一項違反を否定した。²⁰⁾ しかし、今日のドックの問題である、無罪の推定を受ける権利との関係では議論されていない。²¹⁾ この点は、後述のEUの無罪の推定を受ける権利に関する指令との関係でも触れる。

(三) アメリカ合衆国

アメリカ合衆国でも法廷内における被告人に対する拘束具の使用の是非は従来から問題となってきた。一般に被告人が裁判所に出廷する際に目に見える (visible) 拘束具を付けることが許されるかどうかは、個別の事案毎に逃亡のおそれや法廷内の安全確保等を考慮して決定すべきであるとされている。アメリカ合衆国連邦最高裁判所のデック対ミズーリ事件の法廷意見 (Opinion) では、それらの事情を考慮せずに、被告人に人から見えるような拘束具を付けたまま出廷させることは、合衆国連邦憲法修正第五条、および第一四条等 (法の適性手続き) に違反するとしている点で注目される。以下簡潔に紹介しておきたい。

本件の上訴人であるデックは、ミズーリ州の刑事陪審において強盗および二件の謀殺などの罪により有罪の評決をくだされ、量刑審においても死刑を言い渡された。州の陪審裁判 (第一審) の段階では、私服で法廷に出頭し、ズボンの裾下から見えないように足輪 (leg brace) を付けさせられていた。その後、死刑判決が不服であるとしてミズーリ州最高裁に上訴したが、有罪判決は支持された。しかし、量刑言い渡しの段階で弁護人の援助を十分に得ることができなかったという理由により、再度量刑審を開く機会が認められた。二〇〇三年四月に開始された再度の

量刑審では、出廷する際に手錠および足鎖、胴鎖で拘束された。被告の弁護側は、被告人が法廷内の秩序を乱すおそれがあるならば別ではあるが、そのようなおそれがないにもかかわらず、外見上目に見えるような形で拘束具を装着させられた点について異議を申し立てた。しかしこの異議は却下された。なぜならば、原告は既に陪審の評決により有罪の宣告を受けていたのであるから、身体拘束は認められるという判断であった。

こうしたミズーリ州最高裁の判断に対して弁護側は、連邦最高裁への移送請求を請求し、合衆国連邦憲法修正五条および同一四条に保障される法の適性手続き違反および同第八条（残虐で異常な刑罰の禁止）の違反を主張した。連邦最高裁への移送が認められた結果、二〇〇五年五月二三日に合衆国連邦最高裁は法廷意見を下した。同意見では、合衆国連邦憲法修正五条および同一四条に定める法の適性手続きに対する権利に違反するとの見解が示された。²³

ブレイヤー（Breyer）裁判官による多数意見は、まず歴史的には有罪か無罪かを言い渡す裁判において被告人に拘束具を用いることは禁止されてきたとする。この原則は、一八世紀に顕されたウイリアム・ブラックストンの『イギリス法釈義』（*Commentaries on the Laws of England*）中の「被告人は明白な逃亡のおそれがない限り、手枷またはその他の足枷、縄紐などなしに審判の場に出廷させられなければならない。」との一節に根拠を置いているとする。また、連邦最高裁のアレン対イリノイ事件²⁵などの従前の判例法により拘束具の使用は、無罪の推定原則や弁護人との意思疎通を害するなどの点で被告人に不利益を与えることに鑑みて、その使用を制限的に解釈していると言及している。さらに、以下のように述べて、被告人に対する枷の使用制限が連邦憲法修正五条、および同一四条に違反することを認めた。

「これらの先例および一九世紀以降、下級審は一律に拘束具を用いることを否定してきた点に鑑みて、当裁判所の従前の陳述は法に深く根ざした原則を言い表したものである。我々は、これらの陳述が連邦憲法によって保護される『法の適性手続き』の基本的要素であると認める。したがって、修正第五条および第一四条により、事実審において裁量権行使の結果、当裁判に特有の州の利益によって正当化されるとい判断にもかかわらず、陪審員に見えるような身体拘束具を用いることは禁止される。．．．（中略）裁判所が、十分な理由の説明なく、被告人に対して陪審員から見えるような拘束具を装着するよう命じた場合には、被告人は法の適性手続きの違反を構成する実際の偏見を証明するまでもない。」²⁶

法廷意見は、こうした有罪か無罪かの判断において適用される原則が、本件のような死刑事件の量刑段階においても適用するかどうかについて肯定的に判断した。さらに被告人の身体を拘束することは、拘束具を装着させられている人物が危険だからこそ拘束される必要があるのだと捉えられるおそれがあるので、無罪の推定を侵すという点に留意した。したがって、州当局は、「苦情の対象となった拘束具の誤った使用が評決に影響しなかったことを合理的な疑いを超える程度に証明」しなければならぬのである（しかし、その証明はなかった）。こうして拘束具を装着したまま被告人を出廷させることは、法の適性手続きを保障する合衆国連邦憲法修正五条および一四条に違反するとした。

本件意見は、限定的に解釈すれば、あくまで法廷内で陪審員に見えるような形で被告人を拘束することを禁止しているに過ぎないと理解されるかも知れない。このような理解を前提にしてわが国の状況を考えて場合には、次のように言えるだろうか。つまり、わが国において裁判員裁判が導入された際に、被告人は（裁判員も含む）裁判官団が入廷する前に（傍聴人がいる法廷に）手錠・腰縄を付けたまま入廷しても、解錠後裁判官団が入廷することとしたので、裁判官団は拘束された状態の被告人を見ることはなく、予断を生じさせることはない。

しかし、このような理解は本意見の趣旨を十分に汲んでいない。本法廷意見では、法廷内の秩序と安全の維持を裁判官の当然の使命として認めていることに加えて、次のように「尊厳ある法廷」の維持にも言及している点で注目される。

「裁判官は、裁判の過程は厳粛なプロセスであることを維持しなければならない。法廷の公的尊厳 (courtroom's formal dignity) とは、被告人を尊重して扱うこと (respectful treatment of defendants) を含むものであり、また有罪か無罪かという争点の重要性和米国人が刑罰によって個人の自由をはく奪することが厳粛であると考えていることを反映している。そこに反映しているのは、次の目的、すなわち我々が奉仕する正義を求める一般民衆の信頼に応え、かつその行動にも影響する司法システムの権限を説明するのに役立つところの目的を反映しているのである。．．．法廷における拘束具の使用は、裁判官が支持する司法手続の厳粛性と慎み (decorum) を損なうものである。」²⁷⁾

以上のように、本法廷意見を全体として読むならば、法廷内における被告人に対する拘束具の使用が禁止されるべき理由として、法廷における司法プロセス自体の尊厳という視点が重視されているのである。²⁸⁾ すなわち、本意見によれば、被告人が法廷において外から見える拘束具を装

着されたまま出廷することは、「法廷の公的尊厳」という視点からも認められない。ここにいう「法廷の公的尊厳」とは、被告人個人の人格の尊厳をも含むが、それよりも広義の意味を含むと考えられる²⁹⁾。また、単なる法廷内の規律や秩序の維持とも異なるであろう。その意味は、より根源的な司法の尊厳と慎みを意味していると考えられる。有罪であろうと無罪であろうと、仮にも法廷内において拘束した状態で被告人の身柄を晒すことによつて、(正義に根ざすところの) 裁判の厳肅性を損ねてはならないのである³⁰⁾。したがつて、本法廷意見の論理に基づくならば、法廷への入廷・退廷時も含めて、被告人に対して公開の法廷内において身体拘束具を使用してよいということにはならないであろう。

このような意味での法廷の尊厳という趣旨は、わが国刑事訴訟法上の法廷内での身体不拘束原則(刑訴二八七条一項)にも反映しているものと思われる。ただし、わが国では本条の意義は、「公判廷内」での身体不拘束と解釈されており、裁判官による開廷宣言から閉廷宣言までの間と限定的に理解されている。もちろん米国国連邦最高裁の本件意見は、そのような限定はしていない。

二 国連が採択した人権条約および規則等

本稿は、被告人が裁判所の審理のために入廷・退廷させられる際に、手錠・腰縄で拘束されるという問題が人間の尊厳または人格権の侵害ではないかという問題意識から出発している。ここでは、国際人権法との関係では、どの条約のいかなる条文規定との関連では、問題が生じるのかという点を明らかにしておきたい。

国連レベルでは、被告人を含む被拘禁者の権利の保護に関しては自由権規約がある。同規約の他、「拷問その他非人道的な品位を傷つける取扱いはまたは刑罰の禁止に関する条約」(拷問等禁止条約)もある。加えて、国連は司法の運用および被拘禁者の保護に関連して二六もの宣言や原則等の文書を採択しているが、とりわけ国連被拘禁者処遇最低基準規則は、勾留中の被告人を含む刑事被拘禁者に対する拘束具の使用に関連する規定をも含んでいるので、重要な意味を有している³¹⁾。

わが国も批准している自由権規約は、国会による批准承認を経て、日本国憲法九八条二項の下でわが国の法体系の中に組み込まれており、国内法体系において規範としての効力が与えられている点ではとりわけ重要であろう。拷問等禁止条約については、紙幅の関係もあり最小限の言及に留める。

また、地域的な人権条約としては、ヨーロッパ人権条約の第三条および同第六条、米州人権条約の第五条（拷問または残虐な、非人道的な品位を傷つける取扱い刑罰の禁止）および第八条（公正な裁判）において、自由権規約の趣旨とほぼ同様の規定がある。

（一）国際人権法の関連規定

① 関連条文の趣旨

自由権規約第七条は、拷問その他残虐または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いの禁止を定めている。本稿の主題である被疑者・被告人の手錠・腰縄による拘束が、同条の禁止に該当するかどうかは、拷問等の定義、とりわけ「品位を傷つける取扱い」の禁止と関連している。⁽³³⁾自由権規約委員会は、一般的意見二〇において、「第七条の規定の目的は、個人の尊厳と肉体的かつ精神的な高潔性 (integrity) の双方を保護することである。第七条によって禁止される行為に対する保護を必要に応じて立法及びその他の手段によって、すべての者に提供することは国家の義務である」と述べている。⁽³⁴⁾自由権規約とは別に、拷問等禁止条約も、自由権規約第七条に定める拷問等の禁止の趣旨を一層具体的に定めている。同条約第一条の定義よれば、拷問の要素として身体的なものであるかを精神的なものであるかを問わず人に「重い苦痛」を故意に与える行為であって、自白の強要等の何らかの目的を伴うものをいうとされる。⁽³⁵⁾その点、特別の肉体的な意味で「重い苦痛」を伴わないと考えられる金属手錠は、拷問には当たらない。⁽³⁶⁾他方で、同条約第一六条は、拷問と区別して、残虐な (cruel)、非人道的 (inhuman) または品位を傷つける (degrading) 取扱いについて次のように規定している。

「締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、第一条に定める拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものを防止することを約束する。特に、第十条から第十三条までに規定する義務については、これらの規定中「拷問」を「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」と読み替えた上で適用する。」

本条約の趣旨、目的は拷問を絶対的に禁止することにある。したがって、拷問の犯罪化（四条）、拷問の実行者だけでなく、指示をした者、黙

認した者の訴追、処罰および容疑者等が国外に逃亡した場合の引渡義務も含めて拷問禁止の趣旨を徹底している。³⁷⁾ また、目的と手段との間の釣り合いを重視する「比例性の原則」は、拷問禁止の絶対性に鑑みて妥当しない。³⁸⁾

「残虐な、非人道的な取扱い」とは、拷問ほどではないが公務員によって加えられる精神的または肉体的な「重い苦痛」(severe pain or suffering)を与える行為であって、拷問とは異なり自白の強要等の目的性がなくとも認められる。「残虐な非人道的取扱い」と「品位を傷つける取扱い」とは、相互に重複的ではあるが、後者は、肉体的または精神的な苦痛を伴う取扱いであって、とくに不安感、屈辱感、劣等感を生じさせることによって侮蔑を加える要素を含む行為であるといえよう。侮蔑的な要素を伴うのであれば、「重い苦痛」を生じさせなくても、「品位を傷つける取扱い」に該当するとされる。³⁹⁾ また、拷問とは異なり、品位を傷つける取扱いの場合には、法律に基づき、適法な目的を有しており、また目的に対して過剰なものでなければ正当化される場合も想定しうるであろう。したがって、逃亡の防止や、自傷・他傷の防止、法廷秩序の維持などの目的との関係で、比例的であれば、拘束具の使用が認められるであろう。こうした例外の具体的な基準は、ヨーロッパ人権条約の解釈に関する判例法によって確立されているものであり、国連の拷問等禁止条約の解釈においても参考となる。⁴⁰⁾

拷問の禁止が絶対的であるのに対して、拷問には至らない「残虐な、非人道的なまたは品位と傷つける取扱い」の場合には、国家の義務は、絶対的な性格ではない。したがって、国家は、これらの行為を防止するために法執行官への教育・研修の実施、予防措置の実施、調査の義務などにとどめられている(一六条)。⁴¹⁾

②自由権規約第一四条 公正な裁判を受ける権利

公正な裁判を受ける権利に関する一四条との関係でも、手錠等の拘束具の使用が問題とされることがある。

自由権規約委員会の一般的意見三二は一四条の解釈に関する指針を纏めたものである。それによれば、

「無罪の推定は、人権擁護の基本であり、罪を立証する責任を檢察に負わせ、合理的な疑いを容れない程度に罪が立証されるまでは、有罪の推定はできないことを保障するとともに、疑わしきは被告人の利益にとの原則が適用されることを確保し、刑事上の犯罪行為の嫌疑を受けている者がこの原則に従って取り扱われることを要求している。たとえば被告人が有罪であることを公に肯定する発言を差し控え

るなど、審理の結論の先取りを慎むことは、すべての公的機関の義務である。被告人は通常、審理の間に手錠をされたり檻に入れられたり、それ以外にも、危険な犯罪者であることを示唆するような方法で出廷させられたりしてはならない。」⁴²

(二) 自由権規約委員会の個人通報事件

(i) パストボア対ウクライナ事件

自由権規約(第一) 選択議定書の個人通報手続において、法廷内で鉄製の柵で囲まれた被告人席に収容する措置が同規約七条等の違反になるかどうか争われた事件がある。パストボア対ウクライナ事件の申立人は、殺人の容疑により逮捕、訴追され無実を主張して争っていたが、有罪を宣告された。⁴³ その間、警察による取調時の拷問、被告人として出廷して審理が行われている間、後ろ手で手錠をかけられたまま鉄格子の檻に入れられていたことなどの点について自由権規約七条(拷問、非人道的な取扱いまたは刑罰の禁止)、同一〇条一項(被拘禁者の人道的処遇)等の違反を主張していた。

本案の解釈において、まず自由権規約委員会は、七条は、一〇条一項および自由を奪われたすべての人は固有の人間の尊厳を尊重して取扱いを受けるよう求めている一般的意見二一の要請により補完されるものであることを想起する。この点につきウクライナは、すべての自由を奪われた人が閉ざされた環境においてやむを得ない制限にしたがうことを条件として、すべての規約上の権利の享有を確保するために積極的な義務を有しているとも付け加えた。⁴⁴ また、あらゆる公的機関は裁判の結果に予断を抱かせることおよび被告人を裁判所に出廷させる際には、危険な犯人であることを示唆するような方法で、被告人を裁判廷に出廷させることを慎むべき義務があるとす。

また、前示の一般的意見三二において、裁判の結果に予断を差し挟み、また法廷内において被告人が危険な犯罪者であることを示唆するような方法で被告人を晒すことを慎むべき義務があることについて想起した。最後に、規約一四条三項bでは、(防禦の準備のために必要な文書にアクセスし利用する被告人の権利を含む) 公正な裁判を受ける権利を保障している。」とし、さらに「委員会は、ウクライナは通報者を法廷における審理の間、後ろ手に手錠をはめて金属製の檻の中に配置することが、安全または司法の運営上必要であるかまたは防禦の準備のための十分な便益に対する権利と両立することを証明しなかった。また、ウクライナは、他の代替的措置によって十分な安全を確保することができたということ⁴⁵を証明しなかった。」と結論づけた。

法廷審理の際に被告人に手錠をかけたまま金属檻しておくことは、一般的意見三三に依拠して規約七条、一四条一項および同三項bに違反するとした。説得的な保安上の理由に関する国側の説明がなく、他のより制限的でない手段も講じられていない例である。

他にも類例としてベラルーシに関する個人通報事件として、コバレフおよびコジヤール事件がある。ベラルーシ法廷内に設置された金属檻の中に被告人を収容することが、同様に規約違反が認められている。⁽¹⁶⁾

(ii) ポール・M・ジンソウ事件

被告人に対する法廷内での手錠による拘束が問題となった個人通報事件としては、アフリカのベナン共和国に関するポール・M・ジンソウ事件がある。⁽¹⁷⁾ 本件通報者は、自動車の運転手であるところ、事故をおこして過失致死罪に問われ、二〇〇八年八月一四日から九月五日までの間、拘留所に収容された。二〇〇八年九月五日の法廷における審理に際しても同様に拘留所の名入りのベストを着せられたうえ、手錠をさせられたまま入廷を余儀なくされたために、傍聴人から嘲笑され辱めを受けたことによって、自由権規約七条の品位を傷つける取扱いを受けた点およびそうした扱いを受けることによって、同規約一四条二項に保障される無罪の推定を受ける権利を侵害されたと主張していた。⁽¹⁸⁾

これに対して政府側は、被拘禁者処遇最低基準規則の三三条に従って、被告人は法廷に入廷する前に囚人用のベストを脱ぐこととされており、またこうした扱いは安全確保のために必要な措置であり、かつ差別なく、すべての囚人に対してベストの着用が求められている限りにおいて、身体的または精神的な害を与えるものではないと主張した。

自由権規約委員会も、本件通報を受理し本案審査におよんだ。二〇一五年に採択した「所見」では、二〇〇四年の自由権規約委員会によるベナンの報告書審査に際して公表された総括所見において法廷における囚人用ベストの着用が無罪の推定の原則に反するとの立場をとっていたこと⁽¹⁹⁾についても触れて、以下のように述べた。

「七・三 被告人は、通常は法廷における審理の間、鎖で拘束されたり檻の中に閉じ込められたりすることはなく、危険な犯罪者であるかのような印象を与えるような方法で法廷に出廷させられることはない。本件で、締約国側からの何らかの正当化がなされていないので、委員会も、(通報者は) 法廷に手錠をかけられたまま、かつ拘留所の場所を示す囚人用ベストを着せられたまま出廷させられるべきでは

ないと考える。本件で、国側の主張が欠落している限り、当委員会は、手錠をかけられかつ拘置所の場所を示す囚人用ベストを着せられたまま出廷するよう求めることは、規約一四条二項に基づく無罪の推定を受ける権利の侵害に当たると考える³⁹⁾。また、手錠をされたまま法廷に連行され、また出廷させられたという通報者の主張を考慮する。

七・四 締約国政府は、囚人用ベストは司法または行政当局に出頭する際にはまとわせないと主張したけれども、本件においてなぜ通報者は審理に際して囚人ベストを着用しなければならなかったのか理由を示していない。また通報者が手錠をかけられたまま法廷に連行され、出廷させられた点も考慮した⁴⁰⁾。締約国は、保安上の観点からそのような措置の必要性を一般的に述べていただけであり、二〇〇八年九月五日の審理に際してこの種のベストと手錠が必要であったことを証明していない。したがって、暴力または逃亡およびその他の公共の安全に対する危険が存在したと信じるに足りる理由を見いだすことはできない。したがって、当該措置は、通報者に屈辱を与える意図があったとは言えないけれども、通報者は、法廷への出廷に伴って屈辱感と避けることのできない辱めを体験したというののもっともである。したがって、通報者に課せられた措置は、規約七条と両立しない取扱いに当たると当委員会は認める。」

以上のように本件所見は、被告人に拘置所の所在地を示す囚人用ベストを着用させ、かつ手錠をかけたまま法廷に出廷させることは、自由権規約一四条二項に保障される無罪の推定を受ける権利および七条で保護される品位を傷つける取扱いに当たるとの判断を示した。その際に、国側はこうした扱いは、一律的に行われているのであるから差別的ではなく、特に侮蔑的な方法でもないから品位を傷つける取扱いには当たらないと主張したが、自由権規約委員会は斥けている。同委員会は、保安上必要とされるというような一般的な理由ではなく、特に逃亡のおそれや暴力行為からの保護等ために特別の理由によりベストの着用と手錠の使用とが必要であるという十分な理由があることを求めている。

本件最終所見の履行に関しては、自由権規約委員会によるフォローアップ手続の対象となっている。二〇一五年秋のベナンに関する国家報告の際には、所見の要請が未だ履行されていなかったため、自由権規約委員会が履行を求めている⁴¹⁾。

(三) 国連被拘禁者処遇最低基準規則 (ネルソン・マンデラ・ルールズ)

一九五五年に国連犯罪防止会議で採択された「被拘禁者処遇最低基準規則 (Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners)」は、

被拘禁者の取扱いおよび施設の管理についてのすぐれた原則および慣行であると一般に認められている事項を列挙したものである。⁽⁵³⁾ また本原則は、受刑者に関する国際準則と言われることがあるが、⁽⁵⁴⁾ 実際は、本原則冒頭の「予備的見解」(preliminary observation)の三にも定めるように、未決・既決を問わず、すべての被拘禁者に関する準則である。したがって、言うまでもなくわが国の刑事法上の概念でいう被疑者・被告人に対しても適用される。その内容は、各国に対して被拘禁者の取扱いに関する最低準則を定め、各国の刑事司法上の法令や慣行において反映されるのが望ましいものとして理解されている。しかし、採択の後、半世紀余りが経過して、内容的にも時代遅れとなっており、本規則が採択された後の発展が十分に反映されていないという問題があった。そこで、国連総会は、二〇一〇年に本規則を改正するための政府間専門家グループを設置した。二〇一一年以後、専門家グループは、四年余りの審議を重ねて、二〇一五年の一月七日に南アフリカで開催されたグループ会合において正式に改正を承認した。⁽⁵⁵⁾

本規則の改正は、自由権規約、社会権規約および拷問等禁止条約などの人権諸条約その他の国連諸決議にみられる国際人権法の発展を考慮して行われた。⁽⁵⁶⁾ 全体の構造は元の規則を踏襲するが、いくつかの条項については重点的に改正を検討したものである。南アフリカのアパルトヘイト時代に二七年もの長期にわたって投獄された後、同国で初の黒人初代大統領に選出されたネルソン・マンデラ氏の名前を冠してネルソン・マンデラ・ルールと呼ばれる。⁽⁵⁷⁾ 人間の尊厳を否定するアパルトヘイト体制を批判したが故に投獄されたマンデラ氏の名前を冠したということは、人間の尊厳こそが被拘禁者の処遇上のもっとも重要な原則であることを示唆している。⁽⁵⁸⁾

新四七条は、まず、原則として「鎖、枷または本来的に品位を傷つけまたは痛みを伴う拘束具は禁止される。」として鎖、枷とらんで「品位を傷つけ」、「痛みを伴う」拘束具も原則禁止すると宣明している。

「品位を傷つける」とは、拷問等禁止条約の定義で言及したように、人間の尊厳を傷つけ屈辱感を与えるような拘束具を言うと考えられる。次に、「他の拘束具は、法律によって認められかつ以下の場合にのみ使用することができる」として、鎖、枷または本来的に品位を傷つけるまたは痛みを伴うことのない拘束具は条件付きで認めている。すなわち、「(a) 被拘禁者が司法または行政当局に出頭する (appears before a judicial or administrative authority) 場合には外されるといふ条件のもと、護送の際に逃走に対する予防措置として。」である。また、「(b) 被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、または財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によって。このような場合には、施設の長は、直ちに医師またはその他の有資格のヘルスケア専門職の注意を喚起し、かつ上級行政官庁に報告しなければ

ならない。」とも定める。

ここで重要な点は、四七条一項は、旧三三条一項を踏襲して、被收容者を護送する際には、拘束具は法律に従って逃亡防止のために使用が認められるが、「司法当局または行政当局に出頭する際には、外すことを条件」としている点である。「司法当局に出廷する」とは、厳密にはいつの時点かが問題となる。条文解釈に際しては、趣旨および目的とともに用語の通常の意味によって理解することが原則であるから、「司法当局に出廷する」とは、被告人が法廷内に姿を現すこと（appear）、即ち入廷することを意味していると考えられる⁵⁹。したがって、傍聴人らが着席している法廷に入る前には拘束具を外すことが求められるものと思われる。

また、四七条一項（c）では、「被拘禁者が自己もしくは他人に危害を加え、または財産に損害を与えることを防止するために、他の制止方法がないとき」にも施設の長の命令によって使用が認められる。したがって、被告人が司法当局に出頭する際でも、自傷・他傷のおそれや法廷内で暴力行為におよぶおそれがある場合には、痛みを伴わず、品位を傷つけることのない拘束具を用いることはできる。

新四七条では、鎖、枷の他に「本質的に品位を傷つけまたは苦痛を伴う拘束具」を禁止している。一般的に両手に装着する金属手錠は、その使用は多数国で認められている点に鑑みて、通常の使用であれば、品位を傷つけまたは苦痛を伴う拘束具であるとは言えないだろう。他方で、腰縄を用いる慣行は日本以外の他の諸国にはほとんど知られていないのであり、品位を傷つけまたは「精神的な」意味での苦痛を伴う拘束具であるとする余地があるように思われる。なぜならば、腰縄とは、「軽罪の囚人を護送する際に、囚人の腰に縄をかけること。また、その縄や、それをかけられた人」の意味だからである⁶¹。現代の捕縄は、江戸時代の捕り縄の術にルーツがあることは明白であり、その伝統が残存していると考えられる。「お縄になる」という言葉が、「お上が罪人をとらえること」を意味しているように、腰縄は、犯罪者のイメージと深く結び付いているのである。

マンデラ・ルールには、四八条において、品位を傷つけず苦痛を伴わない拘束具は、制限的にのみ使用が認められるとしている点でも重要である。

「一 規則四七条二項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

(a) 拘束具は、制限のない動きから生じる危険に対処するためより制限的ではない拘束措置では効果がなない場合にのみ用いられるものとする

る。

(b) 拘束の方法は、生じている危険の程度および性格に基づいて、必要かつ合理的に利用可能な、最も制圧性が低い形態 (the least intrusive form) でなければならない。

(c) 拘束具は、必要な時間の間に用いられ、危険が存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されるべきである。

2. 拘束具は、女性に対し、分娩中あるいは出産直後には決して使用してはならない。

以上に加えて、本規則一一一条の二項では、「有罪が確定されていない被拘禁者は、無罪と推定され、かつ、それにふさわしく処遇されなければならない。」と定めている。ここにいう「ふさわしい処遇」とは、少なくとも公衆の面前において拘束具を使用することを制限していると考えられる。

以上を纏めると、マンデラ規則上の手錠の使用は次のような規則に従うことが求められているといえよう。

第一に、鎖や枷などの本質的に品位を傷つける拘束具の使用を禁止している一方で、金属手錠については、被拘禁者を護送する際に、逃亡または自傷行為を防止するために必要とされる場合は、使用が認められる。しかし、逃亡等のおそれがない場合に手錠等の拘束具を用いることは禁止される。⁽⁶⁾

第二に、本稿との関係で最も重要な点は、手錠は、右に掲げたような場合には例外的に使用が認められるが、司法または行政当局に出頭する際には、外されることを条件としている。文脈にしたがって、用語の通常の意味に即して解釈すれば、出頭する際とは、入廷するときから審理が開始して、退廷のときまでを言うと考えられる。

第三に、拘束具は最も制圧性の低いものでなければならず、時間的にも逃亡等の危険がなくなれば、速やかに取り外される。無罪の推定を受ける権利のとの関係では、それにふさわしい処遇を受けるべきことを定める。

第四に、この原則は、被告人は無罪の推定を受けるのであるから、規則四七および四八と関連して理解するならば、少なくとも個々の事情により、逃亡のおそれや自傷、他傷のおそれが認められる場合を除き、手錠等によって拘束されないことを述べていると考えられる。

第五に、マンデラ規則は、法的拘束力を有する文書ではないが、自由権規約委員会等の国連機関、条約上の実施機関による条文の解釈の際の

解釈基準とはなりうる。わが国法務省から本規則の改正作業に参加した杉山多恵氏は、本規則の性質に鑑みて「規則の一言一句を厳密に解釈し、それに反する行為は一切許されない」とする立場も極端であるが、逆に『法的拘束力のない文書なのであるから全く気にしなくとも良い』とするのも極端であるといえる。法的拘束力がないとはいえ、各国のコンセンサスを得られた国際文書の規定をあからさまに無視すれば、国際社会から非難を受けることは明白である。」と述べている。⁶⁴ ほぼ同意するが、併せて本原則は、自由権規約等の国連の人権条約の関連規定の解釈に際して具体的な指針を与えているともいえる。また、本規則に従わない国内法または慣行を有している国は、なぜ本規則に従わないのかを説明する責務を有するであろう。⁶⁵

三 ヨーロッパ諸国間の基準

ヨーロッパにおける国際的または超国家的な人権基準としては、ヨーロッパ評議会とヨーロッパ連合（EU）の二つの機関によって制定されたものがある。手錠・腰縄問題に関するヨーロッパ・レヴェルでの規則や法を検討する場合にも、両者について見ておく必要がある。以下では、まずヨーロッパ評議会における手錠に関するルールを検討し、見ておきたい。

ヨーロッパ評議会では、ヨーロッパ人権条約とそれに関するヨーロッパ人権裁判所の判例法がある。他にも条約ではないが、被拘禁者の処遇に関するヨーロッパ・レヴェルでの標準的な基準を取りまとめた文書として、ヨーロッパ刑務所規則（European Prison Rules）がある。⁶⁶ 以下では、まずヨーロッパ刑務所規則の内容を検討して、続いてヨーロッパ人権裁判所の判例を検討することとする。

（一）ヨーロッパ刑務所規則

ヨーロッパ刑務所規則は、ヨーロッパ人権条約および同条約に関するヨーロッパ人権裁判所の判例法を考慮して、またヨーロッパ拷問等防止委員会の作業にも考慮を払ってヨーロッパ諸国が国内の法または行政における指針として参照されることを念頭において起草されたものである。条約ではないから、それ自体として法的拘束力が認められている訳ではないが、ヨーロッパ人権条約の解釈をも取り入れている点では、ヨーロッパの法的基準を簡潔に条文形式で取りまとめた文書である。⁶⁷

同規則六八条では、拘束具の使用について以下のように規定している。

「一 鎖および枷の使用は禁止する。

二 手錠、拘束衣およびその他の身体拘束具は、以下の場合を除き、使用してはならない。

a 護送の間、逃亡防止のため、ただし当局が他の方法によることを決定した場合を除き、被拘禁者が司法官庁または行政官庁に出頭するときは外さなければならない。

b 被拘禁者が自傷、他傷から保護し、または施設への重大な損害を防止する他の抑制措置が効果がない場合には、監督者の命令により、ただし、これらの場合には、監督者は意志に直ちに報告し、上級の刑務所当局に報告する

三 拘束手段は、限に必要とされる期間を超えて使用してはならない。

四 拘束手段の使用方法は、国内法で定める。」

以上のように、とくに第六八条二の a の規定と同様の趣旨は、新たに改訂されたマンデラ規則にも取り入れられていることがわかる。ヨーロッパの基準が、国連被拘禁者処遇規則の改正に影響を与えたものと考えられる。規則六八条の趣旨に関しては、条文に続いてコメントリーが付属している。それによれば、以下のような説明がある。

「拘束具の強制的な状況での使用は、文明的行動とは両立しないものである。したがって、その使用は厳しく制約され可能な場合には避けるべきである。しかし、時には自身または刑務所職員に対する傷害行為、逃亡、または物的損害を防止するために、特別の拘束具の補助により身体の拘束が必要とされることがある。これらの規則は、制限の範囲において拘束具の使用が許される条件を定めようとするものである。例えば、被拘禁者を刑務所に護送する際に、拘束具を常に使用することは認められない。⁸⁸」

(二) ヨーロッパ人権条約および人権裁判所の判例法

ヨーロッパ人権条約との関係で手錠等の拘束具の使用が問題となりうるのは、三条の拷問その他の残虐なまたは非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止との関係がある⁽⁶⁹⁾。他にも、六条の公正な裁判をうける権利との関係⁽⁷⁰⁾、とりわけ同条二項の無罪の推定を受ける権利との関係で問題となりうる。

ヨーロッパ人権条約解釈上の原則として、人権の制約措置が条約上適法であるかどうかを判断する際には、合法性の原則、必要性の原則および比例性の原則（目的と手段との均衡）の諸観点から検討される。第一に、合法性の原則により、手錠等の拘束具の使用は、まず法律に基づいて合法であることが必要である。ただし、法律の正当性が問題とされることもある。第二に、合法的な制約であっても必要性の原則により、拘束具の使用は状況によって厳密に必要なとされる範囲に限るものでなければならない。特に、当該権利の制約措置が必要であるかどうかは、「民主的
社会において必要」であることが求められる。第三に、合法かつ必要とされる措置であっても、比例性の原則により、目的に対して過剰な制約措置は、認められない。刑事裁判の運用においては、被告人は身柄の拘束を受けることはありえるが、問題となる拘束措置が条約上適法であるかどうかは、上記のような制限に従うのであって、被告人であるから当然に手錠等による拘束が許されるということにはならない。⁽⁷¹⁾

ヨーロッパ人権条約上では、刑事被拘禁者に対する手錠等の拘束具の使用が、逃亡の防止や自傷・他傷の防止などの使用目的との関係で合法的とされる場合であっても、使用の態様によっては品位を傷つける取扱いに当たるとされてきた。典型的には、ロシアなどの旧社会主義諸国に多く見られる法廷内に設置された鉄製の柵（または檻）の中に被告人を着席させる慣行がそれに当たる。その他にも、ヨーロッパ諸国間にも、刑事被告人が裁判に出廷する際に手錠等のより拘束する事例は存在しており、そのような場合に、ヨーロッパ人権条約の解釈基準によれば、逃亡を防止その他の危害を加えるおそれなどの観点から拘束具の使用が認められる範囲に当たるとかが問題となる⁽⁷²⁾。以下では、ヨーロッパ人権裁判所の判例法を通じて、手錠の使用がどのような場合に認められ、また認められないのかを検討する。

①手錠の使用と品位を傷つける取扱い

人権裁判所は、警察による取調べ手段との関係ではあるが、「品位を傷つける取扱い」とは、「人を侮辱し品位性をおとしめるほどに恐怖、怒りおよび劣等感を生じさせる」行為とも定義している⁽⁷³⁾。また人権裁判所の判例法によれば、刑事被拘禁者の拘束措置は、合法的な拘禁との関係で

使用され、かつ合理的にみて必要とされる程度を越える力の行使または公衆への露出を伴わない限りは条約三条の違反を生じさせることはない、としている。例えば、逃亡または自他に対する傷害や損害を生じさせるおそれがある場合には、拘束具の使用は正当なものである。

手錠などの拘束具の使用との関係では、初期の判例として、ラニネン対フィンランド事件がある⁽⁷⁴⁾。本件の発端は、良心的兵役拒否者である申立人が、宗教的信念に基づいて兵役を拒否しただけでなく、代替公務に就くことも拒否していたために一九九二年四月には地区裁判所が同人を有罪とし、三週間余りの拘留を言い渡したことにあった。拘留期間の満了後に釈放されたが、服役後も兵役の免除は認められないので、同人は再度警察により逮捕され兵舎に送られることになった。問題は、警察が同人を逮捕し、兵舎に連行する際に、彼の支持者の面前で手錠がかけられ逮捕されたというものである。以上のような経緯について違法な逮捕を理由として人権条約五条の違反とともに、支持者として集まった人々の面前で手錠が使用されたことについて人権条約三条に違反する品位を傷つける取扱いを受けたと主張した。

人権裁判所は手錠が警察官や刑務官等の法執行官によって一般的に用いられることは認められるので、手錠の使用がそれ自体として違法とされることはないとした。その使用の態様については、最低限度の苦痛 (minimum level of severity) のレベルに達していることが必要とされる⁽⁷⁵⁾ところ、その証明がないとして三条違反の認定を回避した。判決は、逮捕そのものが恣意的なものであったとして五条に違反すると判断したが、手錠の使用については、条約違反とはならないとした。本判決は、手錠の使用については使用の期間、使用による身体および心理的な影響および性別、年齢、健康状態等の諸事情に照らして評価される必要があるとして、結局三条違反を否定していた⁽⁷⁶⁾。条約三条でいう品位を傷つける取扱いに当たることを主張するのであれば、屈辱的な扱いを受けたと認めることができるかどうかの問題であろう。そこで、いかなる状況の下で手錠が使用された場合に三条に違反すると判断されるのが問題である。

より近年の人権裁判所の判例では、逮捕の際の手錠の使用を条約違反と認めた判例が存在する。

まず、エルドガン・ヤジズ対トルコ事件では、逮捕の際に手錠が衆人に見られる状況で使用された点について条約三条違反が主張された事件である⁽⁷⁷⁾。申立人はイスタンブールの警察署の医師として一年以上の勤務歴があったが、当人によって暴行を受けたと主張する匿名被害者からの訴えにより、勤務する警察署の駐車場で、同僚の面前で逮捕された。その際に、手錠が使用され、また現場検証のために自宅に連行された際にも家族の前で手錠をされたままであった。その後、起訴されることなく釈放されたが、逮捕されたことのショックでトラウマを負ったと主張した。人権裁判所は、以上のような状況について、条約三条に違反する品位を傷つける取扱いに当ると認定した。その際に、品位を傷つける取

扱いを加えようとする意図がまず存在する場合には、条約違反を導くことは可能であるが、そのような意図がない場合には条約違反を断定することは困難であるとする。その場合、問題となるのは、衆人の目に晒されたかどうかという要素と当事者自身の目からみて屈辱的であると感じただけが違反認定の要素になるとする。⁽⁷⁷⁾ 公衆の面前での手錠の使用は、人の自尊心に影響を与え、心理的な傷の原因となりうるとする。そして、とくに申立人の場合、自分自身による心理的な評価、抑うつ状態を確認した医師の診断書および自身が被ったトラウマによる医療機関の受診などの証拠があることを考慮した上で、公衆の面前で手錠が使用されたことにより、屈辱感が増幅されたという主張を認め、品位を傷つける取扱いに当たるとして条約三条違反を認めた。本判決は、公衆の面前で手錠が使用されたことによって品位を傷つける取扱いに認められる際に、当事者本人の目において屈辱的な扱いを受けたかどうかを重視している点が重要であろう。ただし、その証拠を判決文が言及するほどまでに必要とすべきかについては議論の余地があるだろう。

また、エナフ対フランス事件では、受刑者が病氣治療のために刑務所外の病院を訪れた際に、夜間、ベッドに鎖で足首を括り付けられたことが条約三条違反とされた。⁽⁷⁸⁾ これは、逃亡または保安上の危険が想定されない場合に、拘束具が用いられたこと、および一晩中拘束されることよって苦痛を伴う措置であったことが違反の理由とされている。

② 個別の事情によらずに手錠等を使用することの禁止

人権裁判所は、手錠等の拘束具の使用の必要性について、個別の事情を考慮せずに制度的に使用することを条約違反と捉えている。例えば、ピホウビッチ対ポーランド事件判決では、「危険な囚人」に対して嚴重な監視措置の一貫として、監房から出るときは両手の手錠と足錠とを鎖でつないで使用する「連結式手錠」を常に使用すること（法廷に出廷する際、病院に入院する際にも）が条約三条に違反すると判示した。⁽⁷⁹⁾ ホリイッチ対ポーランドでは、薬物不法取引等によって二二年の禁錮刑を受けて服役中の申立人が、「危険な囚人」として扱われ、房外に出るときは常に手錠、足錠で拘束されたことが条約三条違反であると認められた事件である。⁽⁸⁰⁾ 終身刑で服役している者に対して房外での手錠の常時使用が条約三条に違反するとした判決もある。⁽⁸¹⁾

③ 法廷審理の際の手錠の使用制限

裁判を受けるために法廷に出廷して審理中に手錠を用いることは、条約三条違反を引き起こすことになる。ラドコフおよびサベブ対ブルガリア事件⁽⁸²⁾では、殺人罪等により終身刑を言い渡されて服役中の受刑者からの申立である。二〇〇七年一月二六日の刑務所内に設置された法廷における審理の間、両手を後手錠で拘束され、両足首を拘束する足錠と鎖で連結されたままであったことが条約三条に違反する非人道的かつ品位を傷つける取扱いであると主張した。国側は、これらの拘束は申立人のような凶悪犯への対応としては妥当であり、また本件裁判が刑務所内で行われているので一般人の目に触れる訳ではないので、三条違反にはならないと主張した。人権裁判所は、これらの処遇が品位を傷つける取扱いとして条約三条に違反すると判示した。公衆の目に触れるかどうかは、条約三条の意味における「品位を傷つける」取扱いになるかどうかを決定する際の関連事情になりうるが、判決は、公衆の面前にさらされないからといって、ある特定の処遇が品位を傷つける取扱いに該当しないと考えるではない⁽⁸³⁾。要するに手錠の使用が、品位を傷つける取扱いに当たるか否かの判断に際して、公衆の目にさらされる状態であったかどうかではなく、侮蔑的な扱いを受けた者の内心をもとに判断している点が重要であろう。

④ 公正な裁判を受ける権利、無罪の推定を受ける権利との関係

ヨーロッパ人権条約六条は、公正な裁判を受ける権利を規定している。本条は、元来世界人権宣言一〇条および一一条に基づいている。したがって、条文の構造は、自由権規約一四条とよく似ている。すなわち、六条一項において「すべての者は、その民事上の権利および義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立のかつ公正な裁判所により妥当な期限内の構成且つ公開審理を受ける権利を有する。」と定める。さらに二項では、すべての者は、「法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。」と定める。三項では、被疑者・被告人の刑事手続き上の諸権利を定めている。無罪の推定を受ける権利については、裁判官（陪審裁判が行われる場合には陪審員および参審制を採用する国では参審員も含む）は、被告人が訴追されている罪を犯したという先入観をもって裁判を開始すべきではないということの意味している。したがって、裁判官や陪審員等が既に有罪であるかのような先入観をもって被告人と相対するような状況に置くことがあってはならない。以下、ヨーロッパ人権裁判所の判例を検討する。

⑤ 法廷内の「安全柵」(金属柵)と品位を傷つける取扱い

旧ソ連圏諸国のうち、ロシア、ウクライナ、アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、モルドヴァなどでは、法廷内に被告人席として金属製の柵(安全柵)を設置する例が見られる⁽⁸⁴⁾。このような金属製の柵の中に被告人を収容する措置が、ヨーロッパ人権裁判所において人権条約三条違反となることが繰り返し認められている。さらに、公正な裁判を受ける権利および特には無罪の推定を受ける権利の違反があるかどうか問題とされている。

ラシビリおよびコフリーゼ対ジョージア事件は、被告人が裁判所において審理中に金属製の柵に閉じ込められた上、周囲を武装警備員によって囲まれていたという事件である⁽⁸⁶⁾。申立人は、こうした扱いによって法廷内で犯罪者として公に露出されたことよって、条約三条に反する品位を傷つける取扱いの違反と条約六条二項の無罪の推定を受ける権利の違反があったと主張した。人権裁判所は、このような扱いは侮蔑的であり、品位を傷つける取扱いであって条約三条に違反すると認定し、無罪の推定を害するとも言及したが⁽⁸⁷⁾、なぜか六条二項の違反の有無については判断していない。

アシヨト・ハルチュニヤン対アルメニア事件では、控訴審における二か月余りの間に一二回の法廷審理が行われ、その都度ごとに被告人は法廷内に設けられた三平米ほどの金属柵に入れられたことよって、人権条約三条の違反とともに六条一項の公正な裁判を受ける権利、特に武器の平等に対する権利および六条二項の無罪の推定を受ける権利も侵害されたと主張した⁽⁸⁸⁾。弁護人は、国内の第一審の裁判では、金属柵に被告人が収容されることはなかったにもかかわらず控訴審においては、被告人は家族、親戚らの面前でかかる扱いを受けたことよって劣等感と屈辱感を余儀なくされたので金属柵の使用を止めるよう求めた。しかし裁判長はこの主張に対して安全上の理由により却下した。二〇一〇年六月、人権裁判所は、逃じまたは法廷秩序の紊乱等の危険性がない場合に、金属柵の使用は「品位を傷つける取扱い」に当たり、三条に違反するとした。しかし、既に当該措置が条約三条に違反するとの判断を示していたので、六条二項の無罪の推定の権利については違反なしと判示した。ピリュジャン対アルメニア事件も同様の法廷内に設置された金属柵に被告人を収容したことが条約三条に違反すると認定された事件である⁽⁸⁹⁾。パグリス対ポーランド事件も同様に法廷内の金属柵の使用が問題となり、条約三条の違反が認められたケースである⁽⁹⁰⁾。

⑥ 「安全柵」(金屬檻)の使用と公正な裁判

スピナレンコおよびスリヤドヌフ対ロシア事件は、ロシアの刑事裁判における被告人が法廷内に設置された鉄製の檻の中に収容される取扱いが問題とされたケースである。⁽⁹¹⁾ 大国ロシアに関する条約違反を認めた判決であり、また本件では上記の一連の判例とは異なって、大法廷の判決であるのでより重要である。本件では、従来の判例法では法廷内の檻に被告人を収容する措置が、専ら三条の品位を傷つける取扱いに当たるとしただけでなく、六条一項の公正な裁判を受ける権利の違反を認めた点でも着目される。

本件申立人は、強盗容疑で起訴されたが、最終的に国内裁判によって無罪とされた事件の元被告人である。ロシア政府側の説明によると、「安全柵」が最初に導入されたのは、一九九二年であり、一九九四年一月一日以降、内務大臣の通達により被告人は法廷内に特別に設置された金屬製の檻の中に席を占めるように措置されたものである。その目的は被害者の関係者から被告人を保護し、また被告人が看守や裁判官、証人、被害者等に対して加害行為に及ぶことを防止するために設けられたものであって、勾留中のすべての被告人に対して適用されている。要するに、保安上の考慮によって、安全柵の設置は正当化されると主張した。さらに政府側は、檻の使用は、申立人らが起訴された犯罪の暴力的な性質に鑑みて、またとくに、申立人らの犯罪歴、被害者や証人が申立人の不法な行動をおそれるので、公判を維持するための適当な条件を確保するために正当化されると主張した。

これに対して、申立人は、勾留中の被告人を安全柵の中に配置する取扱いは、個別の事情や各人が起訴されている犯罪の性質などの特別の事情を度外視して、一律的に適用されている点を問題とした。根拠とされる内務大臣の通達は公表されることがなく、憲法や刑事訴訟法に基づかず人権を制限することは違法であると主張した。

判決は、法廷内秩序と保安の維持は、司法の適切な執行のためには不可欠であることに同意するが、そうした秩序や保安を確保するために選択される手段は、制限の程度またはその性格により、人権条約三条に違反するような制限措置を含むものであってはならない。当裁判所は、繰り返し述べてきたように、三条は、拷問および非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を絶対的な文言で禁止しているので、かかる取扱いに対する正当化はあり得ないからである。⁽⁹²⁾ 最低限度の苦痛に達しているかを判断するにあたって以下の諸点を検討する。

まず本件では、証人、陪審員、陪審員候補者らの出席する法廷において、一般公衆にも公開されている法廷において、審理が行われた。檻の中にいる申立人が公衆の目に触れられることは、申立人のイメージを損ない、屈辱感、無力感、恐怖、怒りおよび劣等感を生じさせたはずであ

ると考えられる。⁹⁴ さらに、非難されている取扱いは、公判廷内において行われたものであるから、公正な裁判の要素のひとつである刑事裁判における無罪の推定の原則および裁判の公正な運用という外観の重要性との関わりを生じさせる。⁹⁵

この点で、国連の自由権規約委員会は、公判中に金属檻に手錠をしたまま被告人を閉じ込めておくことが品位を傷つける取扱いになることを認めたことに留意する。また国連被拘禁者処遇最低基準規則は、拘束具は被告人が裁判所に出廷する際には外されることを条件として、移動中に限って逃亡の防止のために使用することができると定めていることに留意する。⁹⁶

法廷審理の間、法廷内に設置された柵の中に被告人を収容することによって、裁判官に対して、かくも極端な身体的拘束を必要とする程危険であるかのような消極的印象を与えることによって、無罪の推定を損なうという意見を考慮する。また、裁判に効果的に参加しかつ法的援助を受ける被告人の権利との関連で、公正な裁判を受ける権利の考慮も関連があることに留意する。さらに制度の目的としては、逃亡の防止と法廷内の安全の確保が目的とされているが、被告人の個別の事情によって判断されず、すべての勾留中の被告人に対して一律的に扱われていることなどを考慮した。ロシア政府も「安全柵」の使用が人権条約三条に違反することを認めており、段階的にガラスの覆いに変更する予定であるとしている。⁹⁷ ガラスの被告人席はイギリスやフランスなどの他の国でも見られるものであり、一般的にはこれが非人道的といえるほど苛酷なものではないとする。しかし、狭隘なガラス製キャビンの中に多くの被告人を長時間座らせるならば人権条約違反となりうると付言している。⁹⁸

結局本件の多数意見では、六条一項の公正な裁判を受ける権利に違反することを認めたが、むしろ少数意見が指摘していたように六条二項の無罪の推定を受ける権利の違反を正面から認めるべきであったように思われる。

他にもジガ対ルーミア事件では、人権裁判所は被告人が法廷における審理に際して、当局の指示によって囚人服を着用させられたことが人権条約六条二項に違反するとした。申立によれば、手錠をされたまま囚人服を着せられて法廷に出廷させられたことについて、人権条約六条二項に保障される無罪の推定を受ける権利の侵害と条約三条の違反が争われた。⁹⁹ 手錠は、審理の間は外されていた。本件では、共犯として起訴されたもう一人の被告人と一緒に出廷したが、共犯者は、囚人服を着用させられていなかった。人権裁判所の判決では、囚人服を着せられたことによって条約六条二項に保障された無罪の推定を受ける権利の侵害を認定した。本件では、囚人服を着用されたまま法廷に出廷させられたことが主な争点であって、その点では六条二項の無罪推定原則の違反を認定したので、手錠をさせられたまま法廷に出廷させられたという主張については審査の必要がないとした。

⑦小括

ヨーロッパ諸国間では、法廷に被告人を出廷させる際には、原則として手錠等の拘束具の使用を認めていない。ごく例外的に、逃亡のおそれ、自傷・他傷のおそれおよび法廷内秩序の維持という観点から裁判所が必要と判断した場合には、拘束具の使用が認められる場合もある。こうした状況を考慮して、ヨーロッパ人権裁判所は、特別の理由がない限り、一般的には手錠またはその他の拘束具を装着したまま法廷に出廷させることについては、人権条約三条にいう品位を傷つける取扱いの禁止および六条二項の無罪の推定を受ける権利に抵触するおそれがあると判断しているものと理解することができる。これまで検討した判例法を以下のようにまとめておく。

第一に、拘束具の使用は、逃亡のおそれ、自傷・他傷のおそれまたは法廷秩序を乱すおそれがある場合には、例外的に認められる。ただし、逃亡のおそれ等は個別の事案毎に判断されるべきであり、これらのおそれの有無を検討することなく、一律的に例外なく法廷内に被告人を出頭させるにあたって手錠等の拘束具を使用することは条約違反となりうる。

第二に、被告人を両手後で手錠をかけて出廷させ、法廷審理が終了するまで手錠をしたままにいることは三条の品位を傷つける取扱いに当たる (Jiga v. Romania, Hadade v. Romania)。囚人服を着用させてまま法廷に出廷させることも品位を傷つける取扱いに当たる。

第三に、人間の尊厳に反するような形で被告人の身体を公衆の面前に露出させることは、条約三条の意味における品位を傷つける取扱いに該当する。法廷内の被告人を鉄製の檻の中に座らせることは、一般に品位を傷つける取扱いに該当するためには、公衆の目にさらされることが前提ではあるが、必ずしも公衆の面前にさらされることがなくても品位を傷つける取扱いになることもある (Radkov and Sabev v. Bulgaria)。この点で、ロシアや他の東欧諸国に見られる法廷内の安全柵は、三条の権利の絶対的性格からみて、個別の事情によらなくてもそれ自体が違法であると判断するべきではないかと思われる¹⁰⁾。

第四に、法廷内で採られた安全措施によって、傍聴人が警察や裁判所が危険であると考えているほどに非常に危険な人物が法廷内にいると信じ込ませるような方法が採られるならば、無罪の推定の原則が問題となる。

第五に、法廷内に設けられた安全柵(金属檻)に被告人を收容することは、条約三条に違反する品位を傷つける取扱いに当たただけでなく、六条二項の無罪の推定の原則に影響を与えると述べてきた。ただし、自由権規約委員会とは違って、ヨーロッパ人権裁判所は、無罪の推定を受ける権利の違反を認めるにあたって慎重であるように思われる。なぜならば、三条違反については、人権裁判所は既に揺るぎない判例法を確立

しているので、さらに条約違反を付け加えて認定することには慎重であるように思われる。

右のような人権裁判所の判決の効力は、既判力として当該事件についてのみ拘束力を有している。もともと事実上は、ある国の法制度が人権条約違反であるという判決が下されれば、他の締約国における同様の立法や法制度についても、もし人権裁判所に提訴されれば条約違反として認定される可能性が高いので、人権裁判所の判決はヨーロッパ評議会諸国間の共通基準としてみなされることになる。しかし、厳密に言えば、判決は一般的効力を有するものではない。

(三) 無罪の推定を受ける権利に関するEU指令

ヨーロッパ諸国間では、ヨーロッパ評議会と並んでEUも国家を越える人権機構として機能している。EUは、元来は経済統合を中心とする機構であったために、人権保障については副次的な役割を果たしていたに過ぎないが、二〇〇〇年にEU基本権憲章が採択され、二〇〇九年一月に発効したリスボン条約によって同憲章に法的拘束力が認められたことによって、EUも人権保障を単なる理念としてだけでなく、共通のEU法上の課題としている。EU理事会は、二〇〇九年一月にはストックホルム・プログラムを採択して刑事手続き上の権利の保障に関してもより積極的な取り組みを推し進めることとした。⁽¹⁰⁾とりわけ、刑事司法に関しては、EU域内においては国境を越える人の自由移動が原則となっており、刑事司法協力の分野でも国境を越える犯罪の定義と警察・刑事司法分野での協力が進められてきたことが関係している。より迅速かつ簡潔な形式による、犯罪人引渡し制度の運用などの点でEUの法制度はその実効性を発揮するようになると国境を越える刑事司法協力を円滑に推し進めるためには、被疑者・被告人の権利の保障に関して統一までは一足飛びには無理だとしても、EU域内各国の刑事司法制度に対する「相互の信頼」に基づいて、できるだけ一定の基準が確保されることが望ましいことは明らかである。したがって、いずれの国で逮捕され、訴追を受け裁判に付されることになった場合でも、できるだけ被告人の権利の享有において等しい扱いを認めることが課題となった。そこで、EUでは、二〇〇九年のリスボン条約の発効以後、被疑者・被告人の諸権利についても一連の「指令」(directive)⁽¹¹⁾を採択して共通基準を設定する動きを推進してきた。⁽¹²⁾

それらは、①通訳および翻訳に対する権利に関する指令(二〇一〇年一月採択)、②逮捕に際して諸権利の告知を受ける権利に関する指令(二〇一二年五月採択)、③裁判の前および公判において弁護人に対するアクセスの権利に関する指令(二〇一三年一月採択)、④無罪の推定を

受ける権利および裁判に出廷する権利等に関する指令（二〇一六年一月採択¹⁰⁵）および⑤被疑者・被告人およびヨーロッパ逮捕状により身柄拘束中の者に対する法律扶助に関する権利に関する指令（二〇一六年一〇月採択）である。

本稿の主題との関連では、④の無罪の推定を受ける権利等に関する指令がとくに関連性を有している¹⁰⁶。すなわち同指令三条は、EU基本権憲章四八条に基づき¹⁰⁷、無罪の推定を受ける権利について、「構成国は、被疑者・被告人が法律に従って有罪であることが立証されるまでは無罪の推定を保障する。」と一般的に規定している。また、五条は、被疑者・被告人に対する拘束具の使用につき、以下のように定めている。

第五条（被疑者・被告人の身体の見せしめ〔presentation〕）

1 構成国は、法廷または公衆の面前において、身体拘束具を使用することによって、被疑者・被告人が有罪であるものとして露見されなように確保するために適当な措置をとるものとする（Member States shall take appropriate measures to ensure that suspects and accused persons are not presented as being guilty in court or in public, through the use of measures of physical restraint¹⁰⁸）。

2 前項の規定は、保安上または被疑者・被告人の逃走もしくは第三者との接触を防止するため個別の事案ごとの理由によって必要とされる身体拘束具の使用を妨げるものではない。

本規定の趣旨については、指令の前文（Recital¹⁰⁹）に言及がある。すなわち前文二二節では、「権限ある当局は、手錠、ガラスの覆い、檻および足枷などのような身体拘束具によって、法廷または公共の場において、被疑者・被告人が有罪であるとの印象を与えることを慎むべきである。」と明記している。ただし、例外として「被疑者・被告人による自傷・他傷行為を防止するため、または逃亡または被疑者・被告人が証人もしくは被害者等の第三者との接触を防止する目的を含めて、これらの用具の使用が個別の事案に応じて必要とされる場合は除かれる。身体拘束具の使用が可能であるということは、権限ある機関が、それらの措置の使用についての公式に決定すべきであるという意味ではない。」とも付言している¹¹⁰。また、前文第二一節では、「適切な場合には、権限のある当局は、被疑者・被告人を法廷内または公共の場においては、有罪であるとの印象を与えるのを避けるために、囚人服を着たままに入廷されることを慎むべきである。」との趣旨を述べている¹¹¹。

EU各国は、二〇一八年四月一日までに本EU指令を実施するため国内法に転換することが求められている。EU指令は、EU「規則」

(regulation)とは異なり、そのままの形でEU各国内において直接的に適用されるのではなく、具体的な実施の方法は各国の国内法に委ねている。しかし、各国内において法的拘束力を有しており、個人に対して直接効力を及ぼすことができる(直接効力の原則)。すなわち、個人は国内裁判所において指令の条文を援用することができる。また不履行があれば、EU委員会または他の構成国は、EU運営条約二五八条または二五九条に従って、EU裁判所に対して提訴する権利を有している。EU指令に反するものとしてEU裁判所の判決によって認められれば、国内法は無効とされる。

ただし、本指令の規定は、一般的かつ原則的な規定であって具体性に欠けている⁽¹²⁾。そこで各条文の解釈の際には、ヨーロッパ人権裁判所の判例法が参照基準となる。これらの規定の趣旨は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法で確認されてきた内容(本稿三(二))の一般原則化と考えられる。実際に、本規則前文でも、繰り返しヨーロッパ人権裁判所の判例法が基礎となっていること而言及している。前文二三節では「本指令は、自然人および法人に関する無罪の推定を受ける権利のある種の側面を保護するために種々の要請および段階があることを認める。自然人に関しては、そうした保護はヨーロッパ人権裁判所の十分に確立された判例法に反映している。」と述べている通りである⁽¹³⁾。したがって、本指令五条の規定もヨーロッパ人権裁判所の判例法を一般化したものであると理解すべきである。

EU指令違反のおそれが国内裁判所で審理される場合には、当該国内裁判所は、EU法上の問題に関する解釈については、いったん審理を中止して、EU裁判所に先決裁定を求めることになる(EU運営条約二六七条)。先決裁定が下された後、国内裁判所は、先決裁定に従って判決を下すことになる。EUの一連の刑事手続指令は、採択されてからまだ日が浅いけれども、EU裁判所のミレフ事件では⁽¹⁴⁾、ブルガリアの未決勾留期間の延長が司法審査なしに検察側の要請により延長が認められる法制度が、無罪の推定を受ける権利を保障する本指令に反している否かが問題となった。EU裁判所は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法に照らして解釈した場合に、国内法が本指令の趣旨に反すると判断した⁽¹⁵⁾。EUの刑事手続上の権利に関する指令は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法に基づいて解釈されるという原則は、いわゆる「同等の保護の原則」により、またEUのヨーロッパ人権条約への加入という方針に従って、揺るぎないものと思われる。

むすびに

以上、法廷における被告人に対する拘束具の使用に関して種々の検討をしてきた。各種の検討から知りうることは、まず刑事手続法および刑事裁判のあり方は、各国で相当程度異なっているということである。それぞれの国には、それぞれの法や実情があるので、外国の実態との表面的な比較により、わが国の実情を無視して、外国の制度を無批判に取り入れるよう主張したり、わが国の制度を否定したりすることは適切でないという主張もあろう。

他方では、国際人権法は各国の法制度の違いを越えて最小限、共通の人権規範を遵守することを目標として築かれてきたことも事実である。本稿では、法廷における被告人に対する拘束具の使用（とくに、入廷退廷時の手錠腰縄問題）の是非をめぐって、共通の規範的な標準を確認することを目的として、種々検討を加えてきた。その結果、一定の共通の規範が確認された。それらの基準は、憲法一三条および九八条二項の解釈をはじめ、被告人の出廷時の取扱いに関する関連国内法の解釈、適用に際して、十分に考慮されるべきであるとともに、わが国において直接的に適用される自由権規約の解釈基準としての意義をも有していると考えられる。以下では、それらの各国に共通する国際的人権基準を取りまとめておくこととする。

(一) 原則として国際人権法上では、刑事被拘禁者に対して枷や鎖などの「非人道的」で「品位を傷つけ」、かつ「身体的な苦痛を伴う」拘束具を使用することは認められない¹⁶⁾。枷や鎖とは何を示すのかについて具体的な法的定義は存在しないが、とくに身体的な苦痛を伴う拘束具をいうと考えられる。これらの規範は、自由権規約七条の解釈および拷問等禁止条約一条、一六条の解釈からも導かれる。こうした解釈はヨーロッパ人権条約の判例法¹⁷⁾によって形成されてきた規範であり、今日では、国連の被拘禁者処遇最低基準規則にも反映している。非人道的、品位を傷つけるような拘束具の使用を禁止する根本的な理由は、人間の尊厳に由来するとも考えられる。

(二) 本来的に、拘束具の使用は人間の尊厳に反するものであるが、手錠を含めて通常は身体的な苦痛を伴わない拘束具の使用は、一定の条件の下で認められる。ただし、法律に基づき、目的が正当であり、必要性の限度を越えない限り、それらの拘束具の使用は認められる。手錠等の拘束具の使用は、逃亡の防止や自傷・他傷の防止等のために身体拘束手段として使用することが認められている。基本的には逃亡の防止や自傷、他傷のおそれがある場合には、その使用は、適法であると考えられる。

(三) 本稿との関係で最も重要なのは、自由権規約委員会の一般的意見および個人通報に関する所見ならびにマンデラ規則にも見られたように司法当局（裁判所）に出廷（退廷）するときは、手錠等の拘束具は外さなければならないという点である。¹⁹ 被告人が出廷するときとは、用語の自然な意味からして、法廷に入る時点からを意味すると理解されるのであって、裁判長が開廷宣言をしたときと解するのは適切ではないだろう。拘束具を装着させられた被告人の姿が衆人（傍聴人ら）の目に触れることによって羞恥心、屈辱感を生じさせる扱いは、品位を汚す取扱いとなるからである。

(四) 拘束具の使用は、法律によって定められていなければならないが、また「必要性」と「比例性の原則」により制限される。

(五) 拘束具の使用は、必要最小限度の範囲の使用であることが求められる。他のより拘束性の少ない方法では、対応できない場合に最も制圧性の低い形態のもの使用が認められる。²⁰ 例えば、拘束具を用いなくても、警備担当者を配置しまたは増員すれば足りる場合には、拘束具の使用は不要である。

(六) 被告人に対する一律的、制度的な拘束具の使用は認められない。例外的に拘束具の使用が適切であるかどうかは、個々のケース毎に判断されるべきものであって、一律的に拘束することは認められない。

(七) 特定の場合に、必要に応じて拘束具を使用するかどうかの判断は裁判所が行うのが原則である。²¹ わが国の場合でいえば、裁判所の法廷警察権または訴訟指揮権行使の一環として捉えられよう。²²

以上、国際人権法の視点から、手錠等の拘束具の使用に関するルールを抽出した。次になぜわが国における被告人に対する手錠、腰縄の使用が国際人権法の基準に一致していないのかという点について触れておく。

まず、自由権規約第七条をはじめヨーロッパ人権条約第三条でも、品位を傷つける取扱いは禁止されている。被告人に対する拘束具は、鎖、枷または本来的に品位を傷つけ、痛みを伴う拘束具は禁止されるが、その他の拘束具は、逃亡の防止のためなどの条件が満たされるならば使用が認められる。金属手錠は、世界各地で使用されていることから見ても本来的に品位を傷つける拘束具とは言えないだろうが、法廷での使用は右にみたような一定の要件を満たしている場合のみ認められる。さらにわが国の特殊性は、金属手錠が腰縄と連結して用いられる慣行となっていることである。問題は、手錠に加えて腰縄によって二重に拘束されることによって、拘束の程度が強くなり屈辱感も拡大するものと思われる。なぜならば、腰縄という拘束具がわが国の伝統文化との関係で、特別の意味を有するからである。腰縄はわが国独特の拘束具であって、国連被

被拘禁者処遇最低基準規則で使用が認められていない「枷」（かせ）、「鎖」そのものとは異なるであろう。腰縄が「本来的に品位を傷つける取扱い」とみなされるのかまたは手錠と同様に一定の制限の下で用いることができる「その他の拘束具」に該当すると見なすべきか即断はできない。しかし、腰縄に関する歴史的背景を考慮するならば懷疑は深まる。なぜならば腰縄といえは、わが国の江戸時代の警察組織に当たると見なすべきか即断はできない。が罪人を捕らえる際に用いた「十手取縄」の伝統的イメージが想起されるからである。国語辞典にも載っているように「お縄になる」、「縄つき」とは、犯罪者として捕縛することに他ならない。わが国の伝統文化において「お縄」にかかるとは、罪人のイメージそのものである。したがって、手錠・捕縄姿を一時的とはいえ不特定の傍聴人の面前において露出させることは、犯人として扱われているに等しくロシアやウクライナ等の諸国で問題とされた金属檻に匹敵するほどに屈辱的であり、「品位を傷つける」取扱いとなると考えられる。この点については、被告人が「品位を傷つける取扱い」に当たるかどうかの判断に際しては、当事者自身の目において屈辱的であると感ずるかどうかが基本的要素となることも想起する必要がある。^(四)

また、腰縄は犯罪者のイメージを帯びているが故に、「無罪の推定を受ける権利」という観点からも問題を生じさせる。アメリカ合衆国連邦最高裁は、被告人に対して法廷内で拘束具を使用することが法の適性手続きの保障に反するとの判断を示したことも重要な視点を提供している。法廷という場合は、法を適用して個人に対して有罪か無罪かを言い渡し、さらに法の名において刑罰を言い渡す場である以上は、正義の要請に基づき慎重深くかつ厳粛な場であることが要請されるのである。したがって、わが国の裁判所においても、仮にも手錠や腰縄により拘束されたまま被告人を入廷させ退廷時には再度同様の方法で拘束するのはこの要請に反していると言えるだろう。

わが国憲法一三条の人格権の保障を解釈する際にも、以上のような国際人権法的な文脈、視点から検討されるべきである。

(謝辞) 筆者は、二〇一七年九月に大阪弁護士会の調査団に加わって、ストラスブルのヨーロッパ人権裁判所を訪れ、ヌスバーガー裁判官(副所長)と面談する機会を持つことができた。また国際人権研究所の所長でヨーロッパ人権裁判所の元所長ジャン・ポール・コスタ氏とも面談してご教示を頂く機会を得ることができた。この場を借りて謝辞を申し添えておきたい

注

- (1) わが国の刑事事件における保釈率は最近上昇しており、平成二八年度は三〇%であった。したがって、約七割の被告人が裁判のために法廷に連行される際に、手錠・腰縄によって拘束されていると考えられる。
- (2) 辻本典央「法廷内における手錠腰縄と被告人の人権」季刊刑事弁護八七号一一二一一八頁、二〇一六年。
- (3) 山下潔「手錠腰縄による身柄拘束—人間の尊厳の確保の視点から」日本評論社、二〇一七年。また、朝日新聞一九九二年九月二五日期刊記事も参照。
- (4) 「法廷の手錠・腰縄姿で尊厳傷ついた 男性2人が提訴」朝日新聞、二〇一七年二月一三日。
- (5) 里見佳香「刑事被告人が無罪の推定を受ける権利に関する一考察—国際人権法の観点から—」新潟青陵学会誌九巻一号、一九九頁、二〇一七年。
- (6) 大阪弁護士会の有志が韓国、ドイツ、アイルランド、イギリスおよびヨーロッパ人権裁判所において行った調査報告資料がある。近畿弁護士連合会人権擁護委員会編「第三回近畿弁護士連合会大会シンポジウム第一分科会・ストップ！法廷内の手錠・腰縄」二〇一七年二月（非売品）。筆者（北村）も、二〇一七年九月の欧州調査チーム一行に参加する機会があった。
- (7) 手錠、捕縄等の使用については、「刑務官の職務執行に関する訓令」（平成一八年五月二三日）に規定がある。山下、前掲書、巻末資料2・一六六頁参照。
- (8) 刑務官の一連の任務の遂行については「出廷勤務要領」なる文書が作成されている。山下、前掲書、巻末資料1一六〇頁を参照。
- (9) 林真琴、北村篤、名取俊也「逐条解説刑事收容施設法」有斐閣、三四四—三五五頁。「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容等ニ関スル法律」（明治四一年）では、「被收容者逃走、暴行若シクハ自殺ノ虞アルトキ又ハ刑事施設外ニアルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得」と定めていた（一九条）。
- (10) 出入国管理および難民認定法（入管法）により收容される者の收容に関して制定されている被收容者処遇規則の第一九条では、逃走等の虞のある場合に戒具を使用できると定めている点ではほぼ同様の規定となっているが、処遇規則では、「他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で」戒具の使用を認めるとの規定があるのに対して、刑事施設法では、明文によるそのような限定を置いていないという違いがある。法では、拘束衣の使用に限っては「他にこれを防止する手段がないときに」使用できるとしているだけである。こうした違いは、実際には、ほとんど変わりないと思われる。入管被收容者が、病気治療のため外部の病院に行くとき、強制送還のために空港まで移送される場合にも手錠・腰縄で拘束される問題があるが、本稿ではこれら入管被收容者の処遇の問題は対象としない。
- (11) 辻本、前掲論文参照。
- (12) 辻本、前掲論文、一三七頁。
- (13) Association of Chief Police Officer of England, Wales & Northern Ireland, Guidance on the Use of Handcuffs, May 2012, Section 2.1.3.
- (14) Lockley (1864) 4F & F 155.
- (15) R v Horden, Court of Appeal, Criminal Division, [2009] EWCA Crim 388, 20 February 2009
- (16) R v Cambridge Justices, ex p. Peacock, 161 JP 113, DC; The Times, 30 July, 1992.
- (17) The Management of Prisoners that present a risk of escape or violence when attending Criminal Courts, 16 April 2010. <<https://www.judiciary.gov.uk/publications/criminal-protocol-6/>> (二〇一八年四月二〇日)
- (18) 二〇一七年九月にロンドン中央刑事法院 (Old Bailey) の法廷を見学した際には、刑務所内における殺人事件の被告人 (カテゴリーA) の審理が行われていた。被告人は法廷内のドックに座らなれ、厳重な監視の下におかれていた。
- (19) Justice, *In the Dock: Reassessing the use of the dock in criminal trials*, 2015.
- (20) Stanford v. the United Kingdom, Application no. 16757/90, 23 February 1994. D. Tait, 'Glass Cages in the Dock? Presenting the Defendant to the Jury, Chicago.

Kent Law Review, Vol. 87, p. 467, 2011.

- (12) David Tait, Blake McKinnie and Rick Sarre The dock on trial: courtroom design and the presumption of innocence, *Journal of Law and Society*, Vol. 43-3, pp. 317-344, 2017.
- (22) Carman L. Deck, *Petitioner v. Missouri* (04-5293) 544 U.S. 622 (2005) 136 S. W. 3d 481, reversed and remanded.
- (23) Brandon Dickerson, Bidding Farewell to the Ball and Chain: The United States Supreme Court Unconvincingly Prohibits Shackling in the Penalty Phase in *Deck v. Missouri*, *Creighton Law Review*, Vol. 39, 2006, pp. 741.
- (24) トーマス・マン (William Blackstone) (1723年七月10日〜1780年二月14日) 『イギリス法釈義』は、一七六五年〜一七六九年出版。
- (25) 397 U.S. 337, 344 (1970).
- (26) *Deck v. Missouri*, supra, note 22, p. 626.
- (27) *Ibid.*, p.631.
- (28) 多数意見を支持した判事は七名であり、二名の判事は反対意見であった。トーマス判事は「法廷の尊厳とは必ずしも明確な概念ではないなどの理由によって批判すべきである。」
- (29) Erin Daly, *Dignity Rights: Courts, Constitutions, and the Worth of the Human Person*, University of Pennsylvania Press, p. 80, 2012.
- (30) Jona Goldschmidt, Order in the Court: Constitutional Issues in the Law of Courtroom Decorum, *Hamline Law Review*, Vol. 31, p. 1, 2008.
- (31) ヴェルダ・ゴットフリート・ハントマン・カールを参照。 <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/UniversalHumanRightsInstruments.aspx>
- (32) Nigel S. Rodley, *The Treatment of Prisoners under International Law, Third Edition*, Oxford, 2009.
- (33) 村上正直「拷問等禁止条約が定める拷問の定義(こうごん)」*阪大法学*一三七号、一二九〜一六四頁、一九八六年。今井直「拷問等禁止条約の意義―その実体規定の特徴」*早稲田法学会誌*三六三六号、一一三二頁、一九八六年。
- (34) Human Rights Committee, General Comment No. 20, para. 2, HRU/GEN/1/Rev.9 (Vol. I).
- (35) 拷問等禁止条約第一条参照。本条の定義は、ヨーロッパ人権条約第三条の解釈に関するヨーロッパ人権委員会および人権裁判所の先例解釈に依拠していることされる。
- (36) Manfred Nowak and Elizabeth McArthur *The United Nations Convention Against Torture: a Commentary*, Oxford, pp. 66-73, 2008.
- (37) Committee against Torture, General Comment 2, para. 5.
- (38) Sarah Joseph and Melissa Castan, *The International Covenant on Civil and Political Rights: Cases, materials and Commentary*, Oxford, p. 237, 2013.
- (39) Nowak, supra, note 36, p. 558.
- (40) Nowak, *ibid.*, p. 558.
- (41) 被害者に対する救済措置の提供 (第一四条) が義務に含まれるかどうかは「解釈上の問題とされる」。 *Ibid.*, p. 540.
- (42) Human Rights Committee, General Comment No. 32, CCPR/C/GC/32, 23 August 2007, para. 30.
- (43) Pustovoit v. Ukraine, Communication No. 1405/2005, view adopted on 12 May 2014, CCPR/C/110/D/1405/2005.
- (44) *Ibid.*, para. 9-2.
- (45) *Ibid.*, para. 9-3.
- (46) Lyubov Kovaleva and Tatyana Kozyar v. Belarus, Communication no. 2120/2011, view adopted on 27 November 2012.

- (47) Paul Mitonsou Zinsou v. Benin, view adopted on 18 July 2014, CCPR/C/111/D/2055/2011. ベナンは一九九二年に自由権規約と同選択議定書を同時に批准した。
- (48) Ibid., para. 3.1 and 3.2.
- (49) CCPR/CO/82/BEN, 1 December 2004, para. 21.
- (50) Ibid., para 7.3.
- (51) Ibid., para. 7.4.
- (52) Observations finales concernant le deuxième rapport périodique du Benin, CCPR/C/BEN/CO/2, 23 November 2015.
- (53) UNGA, A/Res. 70/175, The United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules), <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/TreatmentOfPrisoners.aspx>
- (54) 例えは、ウェブ版の「ブリタニカ国際大百科事典小項目事典」は、本原則を専ら受刑者に関する規則として解説しているが、正確とは言えない。確かに、刑務所における処遇上の規則である部分は少なくないが、未決囚に関する規定も含んでいる。おそらく被拘禁者の「処遇」規則という邦語訳がもたらす誤解と考えられる。
- (55) Penal Reform International, *The revised United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (Nelson Mandela Rules)*, Short guide, 2015.
- (56) United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Mandela Rules, UN-Doc A/Res/70/175 on 17 December 2015. 監獄人権センターに於ける日本語訳は、ウェブ上に公開されている。 <<https://www.penalreform.org/resource/standard-minimum-rules-treatment-prisoners-smr/>>
- (57) 改正された本規則の解説として、チーム・インターナショナルとエッセックス大学人権センターが共同編纂した『エッセックス・レビュー』と呼ばれる文書が公表されてきた。 See, *Essex paper 3: Initial guidance on the interpretation and implementation of the UN Nelson Mandela Rules* 2017. 日本語の解説としては、次を参照。田鎖麻衣子「処遇法実務マニエルン・マンデラ・ルールズ」季刊刑事弁護九〇号、一一八―一二三頁、二〇一七年四月。
- (58) Ibid., p. 17.
- (59) 本規則は、形式上は「条約」ではないが、その解釈にあたっては「条約法に関するウィーン条約（条約法条約）」の規定によるのが自然であろう。条約法条約三二条では、条約は、文脈によりかきその趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとす。」と定める。
- (60) Oxford dictionary of English
- (61) 精選版『日本国語大辞典』参照。
- (62) マンデラ規則の四八条二項では、女性の服役者が分娩する際には拘束具を決して使用してはならないと明記している。わが国でも、かつて女性服役者の分娩に際して手錠を用いる慣行があったが、二〇一四年二月の通達によって、分娩時の手錠による拘束を禁止したとされる（毎日新聞、二〇一八年三月一日記事）。この通達は、マンデラ規則の採択（二〇一五年五月）よりも半年前であるが、本規則制定の動きも一因であった可能性がある。同様の扱いは米国に関する拷問禁止委員会の報告書審査の際に問題として指摘され、拷問等禁止条約一六条の品位を傷つける取扱いに当たるとして、こうした扱いを止めるように勧告していた。CAT/C/USA/CO/2, 25 July 2006.
- (63) 例えは、自由権規約委員会の一般的意見二二（規約第一〇条）では、第五、第一三パラグラフで本規則に言及している。
- (64) 杉山多恵「被拘禁者処遇最低基準規則改正について」刑政二二七巻三号、二〇一六年、八二頁。
- (65) 同様の見解は、Robert McCrie and Annabelle Clémot, *the Mandela Rules: Will they impact American Corrections?*, in *Corrections Today*, Sep/Oct2015, Vol. 77, no. 5, p44-48.
- (66) Council of Europe, *European Prison Rules, 2006, Recommendation Rec (2006) 2*.

- (69) Jim Murdoch, *The treatment of prisoners: European standards*, Council of Europe, 2006, pp. 252-253
- (70) *Supra*, note 66, p. 82.
- (69) ヨーロッパ人権条約三条は、かなり多様な問題との関連で援用されてきた。典型的には、刑事被拘禁者の処遇上の問題に関連して、拷問、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いに当たったかが問題とされてきた。過剰収容、独居拘禁、裸体検査などが問題とされてきた。少年に対する体刑が品位を傷つける取扱いとした事件、学校における体罰も第三条によって禁止される。
- (70) Dovydas Vitkauskas, Grigoriy Dikov, *Protecting the Right to a Fair Trial under the European Convention on Human Rights: A handbook for legal practitioners*, 2nd edition, Council of Europe, 2017.
- (71) Pieter van Dijk, et al., eds., *Theory and Practice of the European Convention on Human Rights, Fourth Edition*, Intersentia, pp.333-350.
- (72) Harris, O'Boyle & Warbrick, *Law of the European Convention on Human Rights, third edition*, Oxford, 2014, p. 268.
- (73) Ireland v. the United Kingdom, no. 5310/71, 18 January 1978.
- (74) Ranninen v. Finland, 16 December 1997.
- (75) *Ibid.*, para. 55.
- (76) Eerdogan Yagiz v. Turkey, no. 27473/02, 6 March 2007.
- (77) 先例として Tyrer v. the United Kingdom 事件に言及している。 *Ibid.*, para. 37.
- (78) Hénaf v. France, no. 65436/01, § 51 and 56, ECHR 2003-XI.
- (79) Piechowitz v. Poland, no. 20071/07, 17 April 2012.
- (80) Horych v. Poland, no. 13621/08, 17 April 2012.
- (81) Manolov v. Bulgaria, no. 23810/05, 4 November 2014.
- (82) Radkov and Savev v. Bulgaria, nos. 18938/07 and 36069/09, 27 May 2014.
- (83) *Ibid.*, para. 31.
- (84) Khodorovskiy v. Russia (5829/04), 31 May 2011. Titarenko v. Ukraine (31720/02), 20 September 2012.
- (85) Justice, *In the Dock: Reassessing the use of the dock in criminal trials, 2015*, p. 8. トギン・ヘンマン・シモーニンは最近、金属檻を廃止した。
- (86) Ramishvili and Kokhreizze v. Georgia, no. 1704/06, 27 January 2009.
- (87) *Ibid.*, para. 132.
- (88) Ashot Harutyunyan v. Armenia, no. 34334/04, § 8 126 et seq., 15 June 2010.
- (89) Kamo Piruzyan v. Armenia, no. 33376/07, 26 June 2012.
- (90) Puglys v. Poland, no. 446/10, 14 June 2016.
- (91) Sviranenko and Stryadnev v. Russia, nos. 32541/08 and 43441/08, GC, 17 July 2014, Judgment and Decisions, 2014-V, p. 181.
- (92) 安全柵が導入された背景には、ロシアにおいて54人の殺人事件を犯した「ロストフの殺し屋事件」の裁判（一九九二年）において、アンドレイ・チカティエロ (Andrei Chikatielo) 被告人に対する遺族による報復的措置から被告人自身の身の安全を確保する要請があったとも言われている。
- (93) *Ibid.*, para. 127.

- (94) Ibid., para. 129.
- (95) Ibid., para. 131.
- (96) Ibid., para. 132.
- (97) Vorontsov and Others v. Russia, 31 January 2017, para. 31.
- (98) Yaroslav Belousov v. Russia, nos. 2653/13 and 60980/14, 4 October 2016.
- (99) *Affaire Jiga c. Roumanie*, Requête no 14352/04, 16 mars 2010. 同様の申立が条約第三条違反とされたケースとして Hadade v. Romania, no. 11871/05, 24 September 2013.
- (100) この点についてはスビナレンコ事件判決のニコラウ判事とケラー判事の共同意見がその趣旨の指摘をしている。
- (101) The Stockholm Programme - An open and secure Europe serving and protecting the citizens adopted on 2 December 2009.
- (102) EU運営条約八二条二項では「国境を越える刑事問題における警察および司法協力を推進するのに必要な範囲で」EUは「指令により最小限の規則を制定する」とが定められる。この制訂が予定される指令には「刑事手続きにおける個人の権利」に関する指令も含まれている。EU法上の指令とは、指令によってEU各国は法的に拘束されるが、その内容を実施するための「形式および方式の選択は構成国の当局に委ねられる。」(EU運営条約二八八条)。したがって、国内における実施の方法については自主性は認められるが、指令の求める内容は保障されなければならない。
- (103) Stefano Ruggieri ed., *Human Rights in European Criminal Law, New Developments in European Legislation and Case Law after the Lisbon Treaty*, Springer, 2014.
- (104) 北村「警察取調べにおける弁護士立会権をめぐる人権条約の解釈・適用問題—ヨーロッパ諸国の動きを中心として」法学新報二二〇巻九・一〇号、二〇一四年一六一—二三五頁。
- (105) Directive 2016/343 of 9 March 2016.
- (106) 本指令の意義については、ECJのFair Trialが編集したブックレットがウェブ上で公開されている。Fair Trial, *EU Directive on the Presumption of Innocence: Implementation Toolkit*, 2017. <<https://www.fairtrials.org/presumption-of-innocence-toolkit/>>
- (107) 本条は「罪に問われてらるるすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定される。」と定める。
- (108) レンタルは、法律の前文に近いものであり、当該EU指令の制訂の趣旨、目的、経緯等についてパラグラフ単位で述べたものである。条文本体とは異なるが、当該指令の解釈上、重要な意義を有している。
- (109) Recital 20. 前掲注(七四)。
- (110) Recital 21.
- (111) Impact Assessment, Eur-Lex-52013SC0478-EN.
- (112) 前掲注(七五)の五頁でも同様の指摘をしている。
- (113) また頭書第二七節では「黙秘権および自己負罪拒否権は、権限ある当局が、被疑者・被告人が望まない限り、情報を提供することを強制されたりということを意味している。黙秘権または自己負罪拒否権が侵害されたかどうかを決定するためには、ヨーロッパ人権条約上の公正な裁判を受ける権利に関するヨーロッパ人権裁判所の解釈が考慮されるべきである。」と述べられている。
- (114) Case C-439/16 PPU, Judgment of the Court (Fourth Chamber) of 27 October 2016.

- (115) 北村泰三「EU刑事司法と立憲的人権保障の課題」工藤達朗、西原博史、鈴木秀美他編『戸波江二先生古希記念・憲法学の創造的展開(下)』信山社、二〇一七年、一七五・二〇〇頁。
- (116) 自由権規約委員会ポール・M・ジンソウ事件対ベナン事件、マンデラ規則四七条、ヨーロッパ刑務所規則六八条二項a参照。
- (117) スピナレンコ、スリヤドスフ事件等参照
- (118) 前掲三〇・三二頁。
- (119) 被拘禁者処遇裁定基準規則、ヨーロッパ刑務所規則第47条 (a) 参照。
- (120) マンデラ規則第四八条一項 (a)、(b) 参照。
- (121) 本稿ではイギリスの例については触れた。他にも、カナダやオーストラリアでも同様に考えられている。オーストラリアの判例として、*Keenan v. The Queen*, [2015] ACTCA 52, 20 August 2015.
- (122) もっとも、被告人の動静を熟知して、逃亡等の危険性をよ里的確に判断することができるのは、勾留官・部署であるからという理由により、裁判官は勾留担当官の言いつをそのまま鵜呑みにするのは裁判官の役割を十分に果たしてはいないのではないだろうか。仮にも法廷内部での拘束具の使用の是非については、勾留担当部署との入念な情報交換により拘束具の使用の可否を判断できるはずである。例えば、諸外国の経験(例えばイギリスなど)は参照できるのではないだろうかと思われる。
- (123) マンデラ規則四七条参照。
- (124) ヨーロッパ人権裁判所、エルドガン・ヤジス事件判決参照。